7月号－VOL195
令和7（2025）年6月20日
（毎月1回発行）

地域を応援する マンスリー・レター

発行元：北海道経済部
経済企画課
電　話：011-204-5140

北海道、北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センター、中小企業大学校旭川校、ポリテクセンター北海道、ジェトロ北海道から、地域の皆さんが活用できる支援メニューなどタイムリーな情報をお届けします。

INDEX

「○」：募集している助成事業

【1】販路拡大・海外展開		
●令和7年度 航空宇宙産業ビジネスマッチングを実施します ～ 航空宇宙産業・空飛ぶクルマ産業からのニーズへの提案を募集します ～【新規】	1	北海道経済産業局
●国際ビジネスに関する相談窓口「北海道国際ビジネスサポートデスク」の設置について	2	ジェトロ北海道 北海道
●新規輸出１万者支援プログラム	3	ジェトロ北海道 北海道経済産業局
●「道産品輸出用シンボルマーク」の活用について	4	北海道
●北海道どさんこプラザ・マーケティングサポート催事の募集について	5	北海道
●北海道どさんこプラザ・テスト販売品の募集について【更新】	6	北海道
●道産食品の輸出相談窓口に関するご案内	7	北海道
【2】経営支援・ものづくり		
○令和6年度補正 省エネ・非化石転換補助金の2次公募を開始しました【新規】	1	北海道経済産業局
●米国の自動車に対する追加関税措置の発効と相互関税の発表を受けて特別相談窓口を設置しました【更新】	2	北海道経済産業局
●中小企業向け“使える！”2025年度経済産業省支援メニューガイドブック	3	北海道経済産業局
●「伴走型経営力強化支援事業・事業承継促進支援事業による専門家派遣」のご案内	4	中小企業総合支援センター
●「小規模企業者等設備貸与事業」について	5	中小企業総合支援センター
●米国の関税引き上げで影響を受ける事業者の方々向け相談窓口のご案内	6	北海道
●「パートナーシップ構築宣言企業」への優遇措置について	7	北海道
●中小企業経営相談室のご案内	8	北海道
●令和７年度「北海道新技術・新製品開発賞」の募集について	9	北海道
●北海道医療大学の移転に関する中小企業等経営・金融特別相談室の設置について	10	北海道
【3】融資		
●勤労者福祉資金のご案内	1	北海道
●水産物不漁に伴う中小企業向け融資制度のご案内【更新】	2	北海道
●ALPS処理水海洋放出により経営に影響を受けている事業者の方々向け関連融資制度のご案内	3	北海道
●コストアップに対応する融資制度のご案内	4	北海道
●北海道の中小企業向け融資制度（中小企業総合振興資金）	5	北海道
●借入金の返済が負担となっている事業者の方へ	6	北海道
●米国の関税引き上げで影響を受ける事業者の方々向け相談窓口のご案内【2】-6に掲載		北海道
【4】雇用の確保		
○キャリアアップ助成金について	1	北海道労働局
○産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）のご案内	2	北海道労働局

○産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）のご案内	3	北海道労働局
○雇用調整助成金のご案内	4	北海道労働局
○人材開発支援助成金について	5	北海道労働局
○人材確保等支援助成金について	6	北海道労働局
●「プロフェッショナル人材センター運営事業」のご案内	7	中小企業総合支援センター
●【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内について【更新】	8	北海道
○地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）地域活性化雇用創造プロジェクトに係る 特例支給のご案内【更新】	9	北海道
●北海道就業支援センターにおける企業向け支援メニューについて	10	北海道
●「働き方改革関連特別相談窓口」のご案内	11	北海道
●労働相談窓口のご案内	12	北海道
○【ＵＩＪターン新規就業支援事業】 道のマッチングサイトに掲載する移住支援金対象法人登録のご案内	13	北海道
●「人材確保・定着向上セミナー／採用力アップ相談会」及び 「専門家派遣による無料個別支援」のご案内【新規】	14	北海道
【５】人材育成		
●中小企業大学校旭川校　7月開講講座のご案内【更新】	1	中小企業大学校旭川校
●技能・技術習得のための能力開発セミナー【更新】	2	ポリテクセンター北海道
●「生産性向上支援訓練」のご案内【更新】	3	ポリテクセンター北海道
●能力開発セミナー（7～9月開講予定）のご案内【更新】	4	北海道
○洋上風力発電サプライチェーン構築・人材確保を支援する補助金について ～人材確保支援事業補助金の申請を受付けています～	5	北海道
●ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内１ 中小企業・工業高校等への実技指導	6	北海道職業能力開発協会
●ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内２ 公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設イベントへのものづくりマイスターの 派遣による実技指導	7	北海道職業能力開発協会
●ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内３ 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する 「ものづくりの魅力」発信	8	北海道職業能力開発協会
●ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内４ 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信	9	北海道職業能力開発協会
【６】イベント・セミナー		
●基本を学ぶ「DXセミナー」とDX認定取得を目指す「DXワークショップ」を開催します【新規】	1	北海道経済産業局
●2025年度 フリーランス法説明会（法所管省庁合同開催）を開催します【新規】	2	北海道経済産業局
●令和７年度　北海道開発計画調査等説明会を開催します ～地域の発展と我が国の課題解決に向けて～【新規】	3	北海道開発局
【７】その他		
●北海道の最低賃金	1	北海道労働局
●令和７年度「手づくり郷土(ふるさと)賞」募集中 ～社会資本を活かした魅力ある地域づくりを応援～【新規】	2	北海道開発局
●「食（しょく）」っていいね！北海道　～「北海道のおいしい！」を応援しています！～	3	北海道開発局

令和７年度 航空宇宙産業ビジネスマッチングを実施します

～ 航空宇宙産業･空飛ぶクルマ産業からのニーズへの提案を募集します ～ 【新規】

（北海道経済産業局）

経済産業省は、(独)中小企業基盤整備機構と連携し、航空宇宙･空飛ぶクルマ産業のバイヤーと他産業のサプライヤーとのマッチング事業を実施します。

本事業により、国内航空宇宙産業･空飛ぶクルマ産業のサプライチェーン強化を後押し、国内航空宇宙産業の競争力強化を目指します。

募集概要

【募集内容】

航空宇宙・空飛ぶクルマ産業の国内バイヤー10 社からのニーズに応える提案

【対象企業】

航空宇宙、自動車、情報通信機器、産業機械等のサプライヤー

【スケジュール】

募集締切：2025 年７月４日（金）

商談可否の結果通知：８月下旬ごろ

提案方法等、詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

https://www.hkd.meti.go.jp/hokca/20250530/index.htm （北海道経済産業局のウェブサイト）

問い合わせ先

経済産業省関東経済産業局 産業部 航空宇宙・自動車産業室（本事業事務局）

TEL：048-600-0282

E-mail：bzl-kanto_mobility★meti.go.jp

※「★」は「@」に置き換えてください。可能な限りメールでの問い合わせに協力ください。

国際ビジネスに関する相談窓口「北海道国際ビジネスサポートデスク」の設置について

（ジェトロ北海道・北海道）

独立行政法人日本貿易振興機構北海道貿易情報センターと北海道は、道内企業のビジネスチャンス拡大を図るため、「北海道国際ビジネスサポートデスク」をジェトロ北海道内に共同で設置しております。

輸出入や海外進出、外国人材受入れなど幅広い分野の問い合わせについて、その内容に応じて、必要な情報の提供、ジェトロや支援機関の各分野専門家などへの相談対応をアレンジいたします。

◆相談窓口

北海道国際ビジネスサポートデスク
TEL：011-261-7434
FAX：011-221-0973
E-mail：SAP@jetro.go.jp
URL：https://www.jetro.go.jp/hokkaido

＜ジェトロの支援メニューをFacebookやメールニュースでも発信しております＞
Facebook：https://www.facebook.com/jetrohokkaido
メールニュース：https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/hokkaido/mail.html

◆時間

9時00分～17時00分（土日・祝日を除く）

◆場所

札幌市中央区北1条西2丁目北海道経済センター9階（ジェトロ北海道内）

◆対象企業

国際ビジネスへの参入をご検討の道内企業等
https://www.jetro.go.jp/hokkaido

◆業務内容

関係機関や専門家によるビジネス相談支援
商談会の案内や商談機会のアレンジなど道内企業と海外企業間の商談支援
商談会やセミナーなどの情報提供

◆問い合わせ先

日本貿易振興機構北海道貿易情報センター（TEL：011-261-7434）
北海道総合政策部 国際局 国際課 国際企画係　（TEL：011-204-5343）

新規輸出１万者支援プログラム

（ジェトロ北海道・北海道経済産業局）

商工会･商工会議所･中小企業団体中央会･金融機関等の協力を得て、輸出の可能性を秘めた事業者を掘り起こします。

ポータルサイトで登録した中小企業に、個別カウンセリングで最適な支援策を紹介します。

◇事業スキーム

経済産業省、中小企業庁、ジェトロ及び中小機構が一体となり、全国の商工会･商工会議所等とも協力しながら、①新たに輸出（越境 EC 含）に挑戦する事業者の掘り起こし、②専門家による事前の輸出相談、③輸出用の商品開発や売込みにかかる費用への補助金紹介、④輸出商社とのマッチングやＥＣサイト出展への支援などを一気通貫で実施します。

まずはポータルサイトでご登録ください。
ジェトロ専門家から折り返し連絡して個別にカウンセリングいたします。

対象者	輸出に関心のある事業者
登録及び問合せ先	【登録】 新規輸出１万者支援プログラム　ポータルサイト https://www.jetro.go.jp/ichiman-export.html 【問い合わせ先（ジェトロ本部）】 電話：03-3582-4937 / 03-3582-4938 03-3582-4939 / 03-3582-4940 受付時間：平日 9 時～12 時/13 時～17 時(土日、祝祭日、年末年始除く) 【ジェトロ北海道】 電話：011-261-7434 メール：SAP@jetro.go.jp

「道産品輸出用シンボルマーク」の活用について

（北海道）

道では、海外における道産食品の識別力を高め、北海道ブランドを保護することを目的に「道産品輸出用シンボルマーク」を作成し、香港、台湾、中国、韓国、ベトナム、シンガポール、タイで商標登録しています。

すでに輸出に取り組んでいる、または、これから取り組もうとしている企業の皆様におかれましては、ぜひ積極的な活用をご検討ください。

○　マーク全体は北海道の形を
デフォルメしたもので、
白く柔らかな雪と
クリーンな空気を表しています。

○　マークの中のブルーは
きれいな水と海産物、
グリーンは自然と農産物、
赤は恵み・花・人の温かさ
を表しています。

【用　途】

1　次のいずれかに該当する道産食品を輸出する場合

① 北海道内で生産された農林水産物

② 北海道内で製造又は加工された加工食品であり、次のいずれかの要件を満たすもの。

- **主な原材料として、道産農林水産物を用いているもの**
- **道内で培われた製法・技術などを用いているもの**

2　道産食品のＰＲを目的としたイベント、物産展などの広報用に使用する場合

※海外の飲食店などでもご利用いただけます

【シンボルマークを使用いただく場合】

ご利用を希望される場合は、ホームページに掲載されている所定の様式に必要事項を記載の上、北海道総合政策部国際局国際課までお申し込みください。

※シンボルマークの使用料は無料です。ただし、シンボルマークの商品への印刷など、表示に係る経費は、使用者の負担となります。

《申請先》

札幌市中央区北３条西６丁目
北海道総合政策部国際局国際課
TEL 011-204-5343／FAX 011-232-8870
URL:　https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tsk/symbolmark.html
E-mail: somu.koksai1@pref.hokkaido.lg.jp

◆問い合わせ先

総合政策部国際局国際課（TEL：011-204-5343）

北海道どさんこプラザ・マーケティングサポート催事の募集について

（北海道）

「北海道どさんこプラザ」は、販路拡大・商品開発などに取り組む道内企業の方々を応援するための北海道の公式アンテナショップです。

この「マーケティングサポート催事」では、道内企業や自治体の方々が、道産品の展示紹介や市場調査等を目的に、どさんこプラザ（有楽町店・札幌店・羽田空港店・あべのハルカス店）内の催事スペースを活用して、対面販売のほか、生産地紹介や自治体の観光PR ができる制度です。

どさんこプラザと契約している「マーケティングアドバイザー」の相談も一緒に受けるとより効果的です。

◆応募者の資格

下記(1)(2)のいずれかに該当する方

(1)道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人（個人のグループを含む。）のうち、自ら道産品の生産・製造・加工を行っている方

(2)北海道、道内の市町村、商工会議所、商工会、物産協会、観光協会

◆販売商品の要件

次のいずれかに該当する道産品（道内で生産・製造又は加工が行われたもので、最終消費者に対して販売することができる農林水産物、加工食品、工芸品等）

(1)自ら生産、製造、加工したもの

(2)自社企画商品で道内で委託製造しているもの（上記(1)に付随して販売する場合に限ります。）

◆実施条件等

(1)催事スペースの利用料金は、原則売上の15%です。既に店舗内で販売している商品（テスト販売品を除く）を販売する場合の手数料は、店舗と別途協議して定めることとなります。

(2)催事の開催期間は、原則として一週間単位です。

（毎週水～火曜の7日間が開催基本期間です。有楽町店については、7日間未満でも応相談です。）

(3)備え付けの販売台1～2台（冷蔵・冷凍切替）は無料でご利用いただけます。

◆募集期間（R７年度開催分）

開催期間 募集期間	R7 第1四半期 （4～6月）	第2四半期 （7～9月）	第3四半期 （10～12月）	第4四半期 （R8.1～3月）
有楽町店、札幌店 羽田空港店、 あべのハルカス店	12/10～1/10 （募集は終了しました）	3/10～4/10 (募集は終了しました)	6/10～7/10	9/10～10/10

◆申込方法

「マーケティングサポート催事申込書」および「出品商品リスト」(下記URLからダウンロードしてください）に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/91379.html

北海道どさんこプラザ・テスト販売品の募集について【更新】

（北海道）

「北海道どさんこプラザ」は、販路拡大・商品開発などに取り組む道内企業の方々を応援するための北海道の公式アンテナショップです。

この「テスト販売制度」は、新商品を3か月間、どさんこプラザ（有楽町店、札幌店、名古屋店、羽田空港店、あべのハルカス店）で販売し、その過程で得られた情報をマーケティング活動に役立てていただくためのものです。

売上が好調な商品はさらに3か月継続して販売し、販売期間終了後には、店から商品の評判や評価などのアドバイスが受けられるほか、定番商品化へ移行のチャンスもあります。

◆申込商品の要件

次のいずれかに該当する道産品（道内で生産、製造又は加工が行われ最終消費者に対して販売することができるもの）（過去に応募店舗の通常商品であったものを除く）

(1)札幌店は、札幌市内で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品

(2)有楽町店、名古屋店、羽田空港店、あべのハルカス店は道外で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品（名古屋店、あべのハルカス店は加工食品のみ）

※羽田空港店は有楽町店でのテスト販売が売上好調だったもののみ申し込みができます。

◆応募者の資格

道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人（個人のグループを含む。）のうち、下記の条件のいずれかに該当する方

① 道産品の生産・製造・加工を行っている方

② 自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方

◆販売条件等

(1)テスト販売品の販売手数料は、希望小売価格の18%

(2)ＰＬ（製造物責任）保険に加入していること

(3)食品表示法等の表示に関する法令を遵守していること

(4)食品の場合、指定する食品検査を実施していること

(5)食品の場合、該当する食品製造に係る営業許可を受けていること

◆募集期間（Ｒ７年度開催分）

テスト販売期間	Ｒ７　第1四半期（4～6月）	第2四半期（7～9月）	第3四半期（10～12月）	第4四半期（R8.1～3月）
募 集 期 間	1/4～2/20（募集は終了しました）	4/1～5/20（募集は終了しました）	7/1～8/20	10/1～11/20

◆申込方法

「テスト販売申込書」（下記URLからダウンロードしてください）に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込みください。

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/103176.html

道産食品の輸出相談窓口に関するご案内

（北海道）

農林水産省と日本貿易振興機構（ジェトロ）では、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。

諸外国の規制・制度、国の支援事業、輸出先国のマーケット情報、輸出手続き等輸出に関するお問い合わせに、ぜひご活用ください。

農林水産物・食品の輸出相談窓口

北海道農政事務所：TEL 011-330-8810

・輸出先国の各種規制・制度（放射性物質、検疫等）

・輸出に関する各種支援事業　　等

ジェトロ北海道：TEL 011-261-7434

・輸出先国の基礎情報、マーケット情報

・輸出手続きについて　・見本市、商談会に関する情報　等

● 農林水産省、ジェトロ本部でも相談をお受けしております。連絡先、URL は次のとおりです。

農林水産省：TEL 03-6744-7185　https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/soudanmado.html

ジ ェ ト ロ：TEL 03-3582-5646　https://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods/

● 酒類の輸出についても、国税局・税務署及び上記窓口において相談を受け付けておりますので、是非お問い合わせください。

◆問い合わせ先

北海道経済部 食関連産業局 食産業振興課 輸出振興係 （ＴＥＬ：011-204-5312）

令和 6 年度補正 省エネ･非化石転換補助金の 2 次公募を開始しました【新規】

（北海道経済産業局）

(一社)環境共創イニシアチブ（SII）では、国内で事業を営んでいる事業者等に対し、省エネルギー性能の高い設備･システムの更新等に要する経費の一部を補助する、令和 6 年度補正省エネ･非化石転換補助金の 2 次公募を開始しました。

公募要領

公募要領等詳細は以下をご覧ください。

Ⅰ．工場・事業場型、Ⅱ．電化・脱炭素燃転型、Ⅳ．エネルギー需要最適化型
令和 6 年度補正予算 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金 特設サイト
https://syouenehojyokin.sii.or.jp/124business/

Ⅲ．設備単位型、Ⅳ．エネルギー需要最適化型（ⅣはⅢと組み合わせた場合のみ）
令和 6 年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金 特設サイト
https://syouenehojyokin.sii.or.jp/34business//

公募期間

2 次公募：2025 年 6 月 2 日（月）～7 月 10 日（木）
3 次公募：2025 年 8 月中旬～9 月下旬（予定）

事業期間

交付決定日～2026 年 1 月 31 日（土）

問い合わせ先

(一社)環境共創イニシアチブ（SII）
受付時間 10:00～12:00、13:00～17:00（土日祝日を除く）

Ⅰ．工場・事業場型
先進枠 TEL：03-5565-3840
一般枠／中小企業投資促進枠 TEL：03-5565-4463

Ⅱ．電化・脱炭素燃転型
TEL：03-5565-3840

Ⅲ．設備単位型
ナビダイヤル：0570-039-930
IP 電話：042-303-0420

Ⅳ．エネルギー需要最適化型
TEL：03-5565-4773

米国の自動車に対する追加関税措置の発効と相互関税の発表を受けて特別相談窓口を設置しました【更新】

（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局は、米国の自動車に対する追加関税措置の発効と相互関税の発表を受けて、特別相談窓口を設置しました。

米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口

経済産業省北海道経済産業局 総務企画部 国際課
受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00
月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始を除く）
札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 5 階
TEL：011-709-2311（代表） 内線 2605
011-709-1752（直通）
FAX：011-709-1798
E-mail：bzl-hokkaido-kokusai@meti.go.jp

相談窓口設置の背景

自動車産業は、国内出荷額の 2 割を占める我が国産業の大黒柱であり、部品メーカーも含めた広範なサプライチェーンを有しています。経済産業省としては、関税措置による国内産業への影響を十分に精査し、必要な支援に万全を期します。

関税措置の対象からの除外を求める対米交渉を進めるとともに、関税措置から我が国の産業・雇用を守り抜くため、影響を評価するとともに、必要となる国内対策を速やかに実行に移すため、「米国関税対策本部」を 2025 年 4 月 3 日（木）に経済産業省に設置しました。

当局としても道内における米国の追加関税措置の影響を把握し、今後の対応につなげていきます。

参考

米国関税に関する情報や支援策等は、以下のウェブサイトをご覧ください。

・米国の関税措置に関する情報および支援策等（北海道経済産業局のウェブサイト）
https://www.hkd.meti.go.jp/information/tariff/index.htm

中小企業向け“使える！”2025 年度経済産業省支援メニューガイドブック

（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、中小企業の設備投資等をサポートするため、2025年度予算事業を中心とした「中小企業向け“使える！”経済産業省支援メニューガイドブック」を作成しました。

補助金や税制などについて簡潔にまとめており、手軽に使えるハンドブックです。

公募期間や応募先等、未定の情報等は、決まり次第随時更新します。

ダウンロード先

下記、北海道経済産業局のウェブサイトからご覧ください。

https://www.hkd.meti.go.jp/hoksr/guidebook/index.htm

問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 総務企画部 企画調査課

TEL：011-709-2311（内線：2520）

E-mail：bzl-hokkaido-kikakuchosa@meti.go.jp

「伴走型経営力強化支援事業・事業承継促進支援事業による専門家派遣」のご案内

（公益財団法人北海道中小企業総合支援センター）

当センターでは、公益財団法人全国中小企業振興機関協会の中小企業地域資源活用等促進事業による「北海道の未来を拓く 創業・経営力強化等支援事業」において、「伴走型経営力強化支援事業」及び「事業承継促進支援事業」を実施します。本事業では、各事業者の経営課題に応じて、専門家派遣等の指導・助言による経営支援を行います。

それぞれの事業内容につきましては、以下をご確認ください。

■事業内容

【伴走型経営力強化支援事業】

事業計画策定や販路開拓をはじめ様々な経営課題に対して、センター職員が経営課題を分析・整理した上で、必要に応じて専門家の協力を得ながら、地域支援機関等と連携して課題解決に向けた伴走支援を行います。

●支援対象者

①創業を予定する個人

②道内中小企業・小規模事業者等

【事業承継促進支援事業】

円滑な事業承継を促進するため、当センターに事業承継コーディネーターを配置し、必要に応じて専門家を派遣するなど、事業承継に関する課題の解決に向けた助言・指導による経営支援を行います。

●支援対象者

①事業承継を計画している中小企業・小規模事業者

②事業承継を今後進めたいと考えている中小企業・小規模事業者

■派遣内容（共通事項）

それぞれの課題に応じた専門家を派遣します。

【派遣専門家の例】

中小企業診断士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、行政書士、ITコーディネータ、技術士、衛生管理や品質管理の指導員、フードマイスターなど

■専門家派遣回数（共通事項）

1社あたり2回程度

■派遣費用（共通事項）

無料

■申し込み方法（共通事項）

ホームページに掲載の「相談申込書」にご記入の上、メール、Ｗｅｂフォーム、ＦＡＸ等でご提出ください。

■問い合わせ先（共通事項）

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター

［札幌本部］	札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9階	TEL 011-232-2402
［道南支部］	函館市梁川町5番10号 プライム函館EAST8階	TEL 0138-86-6695
［十勝支部］	帯広市西3条南9丁目23番地 帯広商工会議所内	TEL 0155-67-4515
［釧根支部］	釧路市大町1丁目1番1号 釧路商工会議所内	TEL 0154-64-5563
［道北支部］	旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター内	TEL 0166-68-2750
［日胆支部］	室蘭市東町4丁目28番1号 室蘭テクノセンター内	TEL 0143-47-6410
［オホーツク支部］	北見市北3条東1丁目25番地 北見経済センタービル5階	TEL 0157-31-1123

■ホームページ

https://www.hsc.or.jp

「小規模企業者等設備貸与事業」について
（公益財団法人北海道中小企業総合支援センター）

設備投資の際に、当センターが、機械設備を割賦販売もしくはリースします。融資と異なる設備資金の調達手段として、是非ご利用ください。

対象企業等			1．道内で事業を営む企業、原則全業種対象（一部対象外の業種があります） 2．創業予定者（1か月以内に事業開始、または2か月以内に法人設立の具体的な計画のある、事業を営んでいない個人）
従業員規模			従業員 50 名以下 なお、従業員が 21 名以上（商業およびサービス業は 6 名以上）の場合、次の制限があります。 ①（借入制限）信用金庫、信用組合、日本政策金融公庫国民生活事業を除く金融機関からの借入金残高合計が 4 億 2000 万円以下 ②（利益制限）直近 3 年間の経常利益が平均 3500 万円以下 ③（株主制限）発行株式等の 1/3 超を大企業が単独所有していない
対象設備			生産・加工などに供する機械装置等で新品の設備
貸与条件	貸与金額		100 万円以上1億円以下
	貸与期間	割賦	機械装置等の耐用年数以内で 3 年から 10 年（据置 1 年以内）
		リース	機械装置等の耐用年数に応じ 3 年から 10 年
	利率	割賦	（損料率）年 1.8%～2.0% （※）一定の要件に該当する場合、最大 0.1%の引き下げが可能
		リース	（月額リース料率）0.998%～2.955%
	償還方法	割賦	月賦又は半年賦
		リース	毎月払い
	保証金	割賦	貸与金額の 5%
		リース	なし
連帯保証人			道内在住者 1 名（法人の場合は代表者） なお、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、センターが保証人不要と判断した場合、代表者保証を免除します。
申込受付			貸与予定額に達するまでの随時受付
申込先			センター札幌本部、道内商工会・商工会議所 ※商工会・商工会議所を経由して申込む場合、割賦貸与期間を 2 年延長できます（10 年以内）。

（※）貸与条件等は変更される場合があります。詳しくは下記 URL よりご確認ください。

小規模企業者等設備貸与事業ホームページ　https://www.hsc.or.jp/consul/facility_small/

◆問い合わせ先

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9Ｆ
（公財）北海道中小企業総合支援センター　金融支援部金融支援Ｇ　電話 011-232-2404

米国の関税引き上げで影響を受ける事業者の方々向け相談窓口のご案内

（北海道）

道では、米国の関税引き上げに伴い、今後、関連する中小企業者への影響が懸念されることから、影響を受ける関連中小企業者の経営及び金融の相談に対応するための相談窓口を開設しております。

◆相談窓口の概要

窓口名	米国関税関連中小企業経営・金融特別相談室
設置場所	道庁（経済部地域経済局中小企業課）（※1）
受付時間	平日の８：45～17:30
電話番号	011-204-5331（経営相談） 011-204-5346（金融相談）
メールアドレス	keizai.chushokigyo@pref.hokkaido.lg.jp（※2）

※1 各総合振興局･振興局（産業振興部商工労働観光課）にも設置しております。
連絡先は下記ウェブページをご覧ください。
URL：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/toiawase.html

※2 土日･祝日のお問い合わせについてはメールにてお送りください。翌開庁日以降に担当課よりご連絡いたします。
具体的なご相談の内容･ご芳名･ご連絡先を必ずご記載ください。

※3 詳しい情報については、下記ウェブページをご覧ください。
URL：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/218653.html

◆当面の金融支援（北海道中小企業総合振興資金）

	経営環境変化対応貸付	経営環境変化対応貸付 （認定企業）
対象事業者	売上・利益が減少している方	セーフティーネット保証５号の指定業種に属しており、売上が減少している方
融資条件	・最近３か月の売上高（生産高）が前年同期に比べ５％以上減少 ・最近３か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少など	・セーフティーネット保証５号の認定を受けたもの （指定業種に属しており、最近３か月の売上高等が前年同期比５％以上減少など）
融資利率	１．２％～１．８％	１．１％～１．３％

◆問い合わせ先

北海道　経済部　地域経済局　中小企業課　金融係（TEL 011-204-5346）
各総合振興局･振興局　産業振興部　商工労働観光課
後志総合振興局　産業振興部　小樽商工労働事務所

「パートナーシップ構築宣言企業」への優遇措置について

（北海道）

北海道では、サプライチェーン全体の付加価値増大や下請企業との望ましい取引慣行の遵守を宣言する「パートナーシップ構築宣言」を登録・公表している企業に、以下のとおり優遇措置を講じます。

※パートナーシップ構築宣言とは

関係省庁や経済団体等をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において、「パートナーシップ構築宣言」の仕組みが創設されました。
「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で宣言するものです。

＜「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト＞
https://www.biz-partnership.jp/outline.html

北海道におけるパートナーシップ構築宣言企業への優遇措置

項　　目	優遇措置の内容
低利な道制度融資の対象に追加 (令和５年２月１３日～)	道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む中小企業者等を融資対象とした道制度融資の中でも低利な『ステップアップ貸付「政策サポート」』の融資対象となります。
補助金審査時の加点措置 （中小企業競争力強化促進事業費補助金） （令和５年度～）	北海道産業振興条例に基づき、中小企業者等が新分野・新市場進出等のために行うマーケティングや製品・サービスの開発などに要する経費に対し、補助する事業（中小企業競争力強化促進事業費補助金）の審査時に加点を行います。
総合評価一般競争入札及び随意契約（プロポーザル方式）における加点措置（経済部における契約に限る。） （令和５年度～）	価格のみによって契約の相手方を決定しがたい場合や契約の性質または目的が競争入札に適しない場合の契約方法である、総合評価一般競争入札や随意契約（プロポーザル方式）の審査時において加点を行います。
官公需における優先発注 （令和５年度～）	道が物品購入や役務・工事を発注する「官公需」において、地域経済に配慮し、「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」において、新たに「パートナーシップ構築宣言」に登録･公表している中小企業者等の受注機会の確保・拡大に努めるよう定め、関係機関に対して、本方針の趣旨を周知し、同様の配慮を行うよう働きかけます。

◆詳しくはこちら　https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/141713.html

◆問い合わせ先　北海道 経済部 地域経済局 中小企業課（TEL:011-204-5331）

中小企業経営相談室のご案内

（北海道）

道では、中小企業等の皆様が持つ様々な経営課題の相談に応じるため、中小企業経営相談室を本庁及び各（総合）振興局に設置しています。ご相談がありましたらお気軽にご連絡ください。

◆各相談室連絡先･設置場所

お住まいの地域	連絡先	設置場所
石狩管内にお住まいの方	011-204-5827	石狩振興局商工労働観光課
空知管内にお住まいの方	0126-20-0061	空知総合振興局商工労働観光課
後志管内にお住まいの方	0136-23-1362	後志総合振興局商工労働観光課
胆振管内にお住まいの方	0143-24-9589	胆振総合振興局商工労働観光課
日高管内にお住まいの方	0146-22-9281	日高振興局商工労働観光課
渡島管内にお住まいの方	0138-47-9459	渡島総合振興局商工労働観光課
檜山管内にお住まいの方	0139-52-6641	檜山振興局商工労働観光課
上川管内にお住まいの方	0166-46-5940	上川総合振興局商工労働観光課
留萌管内にお住まいの方	0164-42-8440	留萌振興局商工労働観光課
宗谷管内にお住まいの方	0162-33-2528	宗谷総合振興局商工労働観光課
オホーツク管内にお住まいの方	0152-41-0636	オホーツク総合振興局商工労働観光課
十勝管内にお住まいの方	0155-27-8537	十勝総合振興局商工労働観光課
釧路管内にお住まいの方	0154-43-9181	釧路総合振興局商工労働観光課
根室管内にお住まいの方	0153-24-5619	根室振興局商工労働観光課

上記のほか、本庁（経済部中小企業課）でもご相談を受け付けています。

▼経営相談：０１１－２０４－５３３１

▼金融相談：０１１－２０４－５３４６

◆開設時間

８：４５～１７：３０（平日のみ）

令和7年度「北海道新技術・新製品開発賞」の募集について

（北海道）

北海道では、本道工業等の技術開発を促進し、新産業の創出や既存産業の高度化を図るため、1998 年度より道内の中小企業等が開発した優れた新技術・新製品に対し「北海道新技術・新製品開発賞表彰」を行っております。

◆表彰対象

2023 年度以降に開発や商品化された、新規性又は独創性が高い新技術・新製品（その一部を構成する原材料や部品、中間製品を含みます。）

◆表彰の種類・基準

表彰は次の3部門とし、各部門の対象業種及び評価項目は次のとおりです。

部門ごとに、大賞1件、優秀賞1件、奨励賞1件を選定します。

なお、応募にあたっては、いずれか1部門とし、各賞の選定された応募案件を対象としてゼロカーボン特別賞を選定します。

部　門	対象業種※1	評価項目
ア　ものづくり	・大分類「製造業」のうち、中分類「11～32」 ・大分類「情報通信業」のうち、中分類「39、40」	・①新規性・独創性 ・②技術的優位性 ・③市場性 ※ゼロカーボン（任意）
イ　食品	・大分類「製造業」のうち、中分類「9、10」	
ウ　デザイン	・大分類「製造業」のうち、中分類「9～32」 ・大分類「学術研究、専門・技術サービス業」のうち、中分類「72」の小分類「726：デザイン業」	・①新規性・独創性 ・②デザインの優位性 ・③市場性 ※ゼロカーボン（任意）
ゼロカーボン特別賞	・上記各部門評価により大賞・優秀賞・奨励賞に選定された応募案件の中から１件	・①製品の開発・製造過程におけるゼロカーボン効果 ・②製品を利用することにより得られるゼロカーボン効果

※1　対象業種は「日本標準産業分類」によります。

◆応募資格

①道内に事業所または研究開発拠点を有する中小企業者、中小企業団体、農林漁業者、農林漁業団体及び個人

②上記①を主要な構成員としたグループ

◆応募期限

2025 年 6 月 30 日（月）

◆募集案内

北海道経済部産業振興局産業振興課のホームページでご案内しています。申込書等のダウンロードも以下の URL をご参照ください。

URL：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/monodukuri/R7shinseihinkaihatsushou.html

◆問い合わせ先

北海道経済部産業振興局産業振興課ものづくり産業係

TEL：011-204-5323／E-MAIL:keizai.sangyoushinkou1@pref.hokkaido.lg.jp

北海道医療大学の移転に関する中小企業等経営・金融特別相談室の設置について

（北海道）

令和5年(2023年)9月27日に北海道医療大学が移転を決定したことに伴い、今後、商工業者など関連する中小企業者等への影響が懸念されることから、影響を受ける中小企業者等の経営及び金融の相談に対応するため、次のとおり相談窓口を設置しております。

◆設置場所

石狩振興局産業振興部商工労働観光課内（札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館6階）

◆相談受付時間

平日8:45～17:30

◆相談内容

経営・金融相談

◆電話番号

011-204-5827

◆メールアドレス

ishikari.shoko10@pref.hokkaido.lg.jp

【参考】　当別町、当別町商工会における相談窓口

当別町役場及び当別町商工会に「北海道医療大学移転関連事業者向け相談窓口」が設置されております。

◆当別町役場

電話番号　0133-23-3129

相談窓口ホームページ

https://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/soshiki/syoukou/42606.html

◆当別町商工会

電話番号　0133-23-2447

商工会ホームページ

https://r.goope.jp/tobetsu/

勤労者福祉資金のご案内

（北海道）

道では、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

◎こんな方向けの制度です

・中小企業で働いているが、急に医療費が必要となった
・パート社員として働いているが、子どもの教育費が必要

◆制度の概要

<table>
<tr><th>区　分</th><th>中小企業等で働く方</th><th>非正規労働者の方</th><th>季節労働者の方</th><th>離職者の方</th></tr>
<tr><td>融資対象</td><td>中小企業に勤務する方・NPO、社会福祉法人、医療法人等の法人に勤務する方</td><td>非正規労働者の方（有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など）</td><td rowspan="3">2年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方（雇用保険特例受給資格者）で、次のいずれの要件も備えた方
① 前年の総所得が 600 万円以下（所得控除後の金額）の方
② 前年の総収入が 150 万円以上の方</td><td rowspan="3">企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方
① 雇用保険受給資格者
② 賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方</td></tr>
<tr><td colspan="2">ただし、以下の条件に当てはまる方
① 前年の総所得が 600 万円以下（所得控除後の金額）の方
② 前年の総収入が 150 万円以上の方（北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合）</td></tr>
<tr><td colspan="2">※育児・介護休業中の方もご利用いただけます。</td></tr>
<tr><td>資金使途</td><td colspan="3">医療、災害、教育（本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます）、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費</td><td>医療、災害、教育（本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます）、冠婚葬祭、一般生活費</td></tr>
<tr><td>融資金額</td><td colspan="3">１２０万円以内</td><td>１００万円以内</td></tr>
<tr><td>融資期間</td><td colspan="2">8年以内
（育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可）</td><td>8年以内</td><td>5年以内
（6か月以内元金据置可、据置期間分延長可）</td></tr>
<tr><td>融資利率</td><td colspan="2">年1．70％（※1）</td><td colspan="2">年0．60％</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td colspan="4">元利均等月賦償還及び半年賦併用可</td></tr>
<tr><td>信用保証</td><td>取扱金融機関の定めによります。</td><td colspan="3">北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。</td></tr>
<tr><td>申込先</td><td colspan="4">取扱金融機関（北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店）が申し込み窓口となっています。
※申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。</td></tr>
</table>

※1 育児・介護休業者の場合については、2026 年 3 月末申込受付分まで保証料免除となります。
※2 詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。
URL：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.html

◆問い合わせ先

北海道　経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

水産物不漁に伴う中小企業向け融資制度のご案内【更新】

（北海道）

道では、水産物の不漁により経営に影響を受けている中小企業者の皆様を対象として、次の融資制度をご用意しております。

◆制度の概要

資金名	**経営環境変化対応貸付【認定企業】(イ)**
融資対象	① 水産加工業者であって、最近3か月間の売上高又は販売数量（以下「売上高等」という。）が前年同期比で5％以上減少している方 ② 漁業者又は水産加工業者と直接的又は間接的な取引関係を有する事業者であって、当該漁業者又は水産加工業者との取引規模の割合が 20%以上であるとともに、原則として最近1か月間の売上高等が前年同期比で 10%以上減少しており、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で 10%以上減少することが見込まれる方
資金使途	事業資金（設備資金・運転資金）
融資金額	2 億円以内
融資期間	10 年以内（据置 3 年以内）
融資利率	【固定】 1．1％（融資期間 5 年以内の場合） 1．3％（融資期間 10 年以内の場合） 【変動】 1．1％（融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る）
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによります
信用保証	全て信用保証協会の保証付きとします 【保証料率】 一般保証適用の場合 経営状況に応じ年 0.45%～年 1.90%（9段階）
取扱期間	令和 7 年（2025 年）12 月 31 日まで
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合、北海道信用農業協同組合連合会

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。
ＵＲＬ：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/90596.html

◆問い合わせ先

北海道　経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

ALPS処理水海洋放出により経営に影響を受けている事業者の方々向け 関連融資制度のご案内

（北海道）

道では、ALPS処理水の海洋放出に伴い、経営に影響を受けている中小企業者等の皆様の経営の安定を図るための融資制度をご用意しております。

◆制度の概要

制度名	中小企業総合振興資金　経営環境変化対応資金	
	経営環境変化対応貸付【認定企業】 ア(SN2号)	経営環境変化対応貸付【認定企業】 イ(道特認)
融資対象	セーフティネット保証2号（中小企業信用保険法第2条第5項第2号の規定）の認定を受けた中小企業者等 ※セーフティネット保証2号の認定は、本社所在地を管轄する市町村長が行います。 認定基準は次のとおり。 次の①～②のいずれかに該当し令和5年8月24日以降1か月間の売上高等が前年同月比で10%以上減少し、かつ、その後2ヵ月間を含む3か月の売上高等が前年同期比で10%以上減少するもの ①諸外国で日本からの水産物を輸入している業者と直接的に取引がある者（取引依存度：20%以上） ②諸外国で日本からの水産物を輸入している業者と間接的に取引がある者（取引依存度：20%以上）	ALPS処理水海洋放出による直接的又は間接的な影響を受けた事業者であって、原則として最近1か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少見込みの中小企業者等
資金使途	事業資金（設備資金・運転資金）※道制度融資の既往残高の借換に要する資金も対象	
融資金額	2億円以内 ※設備資金と運転資金の併用可。併用時の融資金額は、1企業あたり合計2億円が限度	
融資期間	10年以内（うち据置3年以内）	
融資利率	【固定】　1．1%（融資期間5年以内の場合） 1．3%（融資期間10年以内の場合） 【変動】　1．1%（融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る）	
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによります	
信用保証	全て信用保証協会の保証付きとします。 【保証料率】 セーフティネット保証2号の適用で 普通保険適用の場合　年0.70% 無担保保険適用の場合　年0.68% 特別小口保険適用の場合　年0.48%	全て信用保証協会の保証付きとします 【保証料率】 一般保証適用の場合 経営状況に応じ年0.45%～年1.90%（9段階） 特別小口保険適用の場合年0.72%
取扱期間	令和7年（2025年）8月23日まで	令和7年（2025年）9月30日まで
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合、北海道信用農業協同組合連合会	
ポイント	セーフティネット保証2号を利用する場合、通常の保証限度額とは別枠となり100%保証となります。	間接的に影響を受けている観光関連事業者や飲食業など幅広い事業者が融資対象となります。

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。
URL：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/170744.html

◆問い合わせ先

北海道　経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

コストアップに対応する融資制度のご案内

（北海道）

道では、中小企業向け融資制度（中小企業総合振興資金）において、原材料価格の高騰や人件費の増加など、様々なコストアップ要因に対応した資金メニューをご用意しております。

◆制度の概要

資金名	経営環境変化対応貸付	
	融資対象(1)	融資対象(2)【原料等高騰】
融資対象	(ア) 最近3か月の売上高（生産高）が前年同期に比べ5％以上減少している方 (イ) 最近3か月の売上高（生産高）が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高（生産高）が前々年度の売上高（生産高）に比べ減少している方 (ウ) 前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少している方 (エ) 最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少している方	(ア) 最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合（以下、「売上原価率等」）が前年同期に比べ増加している方 (イ) 原則として最近1か月の売上原価率等が前年同月に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みの方 (ウ) 原料等価格の高騰の影響を受けている中小企業者等であって、省エネルギーに資する施設や新エネルギーを使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入する方
資金使途	事業資金（運転資金・設備資金）	(ア)（イ）運転資金　(ウ) 設備資金
融資金額	5,000 万円以内	1億円以内
融資期間	10年以内（うち据置2年以内）	10年以内（うち据置2年以内）
融資利率	《固定金利》 3年以内 年1．2％、 5年以内 1．4％、 7年以内 年1．6％、10年以内 1．8％ 《変動金利》 年1．2％（融資期間が3年超の場合に限る）	《固定金利》 5年以内 年1．1％ 10年以内 年1．3％ 《変動金利》 年1．1％（融資期間が3年超の場合に限る）
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することがあります。 保証付き融資の場合、利子とは別に、信用保証協会所定の保証料が必要となります。	
取扱機関	令和8年(2026 年)3 月 31 日まで	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合、北海道信用農業協同組合連合会	

※上記資金の他にも様々なメニューをご用意しております。詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

ＵＲＬ https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/2708shikinmenu.html

◆問い合わせ先：北海道　経済部　地域経済局　中小企業課　金融係(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局　産業振興部　商工労働観光課
後志総合振興局　産業振興部　小樽商工労働事務所

北海道の中小企業向け融資制度(中小企業総合振興資金)

(北海道)

道では、中小企業の皆様が経営基盤の強化や事業の活性化に向けて円滑な資金調達ができるよう、中小企業総合振興資金融資制度をご用意しております。

◆制度概要

目的、用途	貸付メニュー	融資金額	融資期間	融資利率
創業したい、事業開始後5年未満	創業貸付	3,500万円以内	10年以内	1.2%～1.8%
事業規模を拡大したい	ｽﾃｯﾌﾟｱｯﾌﾟ貸付	8,000万円以内	10年以内	1.4%～2.0%
食や環境・ｴﾈﾙｷﾞｰなどの分野における新事業展開に取り組みたい	ｽﾃｯﾌﾟｱｯﾌﾟ貸付【政策ｻﾎﾟｰﾄ】	1億円以内	10年以内	1.2%～1.8%
ゼロカーボン・チャレンジャーに登録した	ｽﾃｯﾌﾟｱｯﾌﾟ貸付【ゼロカーボン】	1億円以内	10年以内	1.2%～1.8%
観光施設の新増設、工場や事業所などの新増設を行いたい	ｽﾃｯﾌﾟｱｯﾌﾟ貸付【観光・企業立地】	8億円以内 うち運転2億円以内	運転:10年以内 設備:20年以内 立地:15年以内	1.2%～1.8%
事業承継を行いたい	事業承継貸付	1億円以内	10年以内	1.2%～1.8%
経営改善や事業再生を図りたい	企業体質強化貸付	1億円以内	15年以内	金融機関所定利率
景気低迷により、売上が減少している	経営環境変化対応貸付	5,000万円以内	10年以内	1.2%～1.8%
原料等価格の高騰の影響を受けている	経営環境変化対応貸付【原料等高騰】	1億円以内	10年以内	1.1%～1.3%
ｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄ保証制度の認定を受けた	経営環境変化対応貸付【認定企業】	2億円以内	10年以内	1.1%～1.3%
災害により経営に支障が生じている	経営環境変化対応貸付【災害復旧】	運転5,000万円以内 設備8,000万円以内		
業績向上に向けた取組を行いたい	業績向上応援貸付	3,000万円以内		
あらかじめ災害に備えたい	防災・減災貸付	1億円以内	10年以内	1.2%～1.8%
耐震改修対策に取り組みたい	防災・減災貸付【耐震改修対策】	16億円以内	20年以内	1.1%～1.7%
中小企業者等の方で一般的な事業資金が必要	一般貸付	8,000万円以内	10年以内	1.6%～2.2%
小規模企業者等の方で一般的な事業資金が必要	小規模企業貸付	5,000万円以内	運転: 7年以内 設備:10年以内 ※短期(1年以内)の利用可	1.4%～2.0%
小口零細企業保証制度の対象	小規模企業貸付【小口】	既存の保証付き残高を含め2,000万円以内		

※各貸付制度の詳しい融資条件等については、お問い合わせください。

◆問い合わせ先:北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所
URL:https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/2708shikinmenu.html

借入金の返済が負担となっている事業者の方へ

（北海道）

道の制度融資では、民間ゼロゼロ融資等の返済負担軽減のために借換が可能な融資制度をご用意しております。

・借換と同時に新規分を含めた増加融資や複数の道制度融資を一本化できます。

・保証の有無にかかわらず道制度融資の既往貸付を借換え可能です。

◆借換えに活用できる貸付制度

貸付制度名	融資対象者の概要	融資金額	融資（据置）期間	融資利率（%）
企業体質強化貸付	事業再生計画を立て、経営の改善に取り組む方（「経営改善サポート保証」の対象となる方）	1 億円以内	15 年(3 年)以内	金融機関所定の利率
経営環境変化対応貸付	売上の減少等、業況の悪化を来している方	5,000 万円以内	10 年(2 年)以内	固定：1.2～1.8 変動：1.2
原料等高騰	原料等価格の高騰により、経営に支障を来している方	1 億円以内		固定：1.1～1.3 変動：1.1
認定企業	取引先企業の倒産、構造不況の影響などにより経営に支障を来している方	2 億円以内	10 年(3 年)以内	
小規模企業貸付	従業員 20 人（商業・ｻｰﾋﾞｽ業は 5 人）以下の小規模企業者の方	5,000 万円以内	運転：7 年 設備：10 年 (1 年)以内	固定：1.4～2.0 変動：1.4
小口	小規模事業者で既往の信用保証協会付き融資残高が 2,000 万円未満である方（小口零細企業保証制度の対象となる方）	2,000 万円以内		

※各貸付制度の詳しい融資条件等については、お問い合わせください。

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係（TEL 011-204-5346）
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

URL：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/115975.html

キャリアアップ助成金について

（北海道労働局）

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です
（令和７年４月１日改正）

助成内容		助成額※（）は大企業の額
正社員化コース	有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換した場合 （1人当たり）	重点支援対象者 ①有期→正規：80万円（60万円）②　無期→正規：40万円（30万円） 上記以外 ①有期→正規：40万円（30万円）②　無期→正規：20万円（15万円） ※重点支援対象者とは、a～cのいずれかに該当する者 a：雇入れから3年以上の有期雇用労働者 b：雇入れから3年未満で、過去5年間に正規雇用労働者であった期間が合計1年以下及び過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない c：派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定の訓練修了者 ※雇用された期間が5年を超える有期雇用労働者については無期雇用労働者とみなします ※正社員転換制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合に以下の助成額を加算　1事業所当たり20万円（15万円）（1事業所当たり1回のみ） ※勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定した場合に以下の助成額を加算　1事業所当たり40万円（30万円）（1事業所当たり1回のみ）
障害者正社員化コース	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合 （1人当たり）	重度障害者等 ①有期→正規：120万円（90万円）②有期→無期：60万円（45万円） ③無期→正規：60万円（45万円） 上記以外の障害者 ④有期→正規：90万円（67万5,000円） ⑤有期→無期：45万円（33万円）⑥無期→正規：45万円（33万円） ※助成額が、支給対象期間における対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給します。
賃金規定等改定コース	有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、3%以上上昇させた場合 （1人当たり）	①賃金を上昇（3%～4%未満）させた場合：4万円（2万6,000円） ②賃金を上昇（4%～5%未満）させた場合：5万円（3万3,000円） ③賃金を上昇（5%～6%未満）させた場合：6万5,000円（4万3,000円） ④賃金を上昇（6%以上）させた場合：7万円（4万6,000円） ※「職務評価」の手法の活用により賃金規定等を増額改定した場合に以下の助成額を加算　1事業所当たり20万円（15万円）（1事業所当たり1回のみ） ※有期雇用労働者等に適用される昇給制度を新たに規定した場合に以下の助成額を加算　1事業所当たり20万円（15万円）（1事業所当たり1回のみ）
賃金規定等共通化コース	有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合	1事業所当たり 60万円（45万円）
賞与・退職金制度導入コース	有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給または積立を実施した場合	1事業所当たり 40万円（30万円） ※同時に導入した場合に以下の助成額を加算 16万8,000円（12万6,000円）
社会保険適用時処遇改善コース	有期雇用労働者等の賃金総額を増加、または週所定労働時間を延長、またはその両方を実施し、新たに社会保険を適用した場合 （1人当たり）	①賃金総額を15%以上増額させた場合：最大50万円（最大37万5,000円） ※6か月ごとに10万円（7万5,000円） ②週所定労働時間を延長した場合：30万円（22万5,000円） ③①と②を併用した場合：最大50万円（最大37万5,000円） ※1年目に①を実施し、2年目に②を実施

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
（雇用助成金さっぽろセンター６階）TEL：011-788-9071

◆厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）のご案内

（北海道労働局）

景気の変動、産業構造の変化等の理由により、事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が行う、生産性向上に資する取組等を人材確保・育成の面から効果的に促すため、当該事業主に雇用される労働者の雇用の安定の確保と新たな人材の円滑な受け入れを支援するものです。

●主な受給要件

1　独立行政法人中小企業基盤整備機構の実施する「事業再構築補助金」※1またはものづくり補助金事務局の実施する「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（以下「ものづくり補助金」）」※2の事業計画書の申請を行い、当該ものづくり補助金の交付決定を受けていること。

※1　第12回および第13回の「成長分野進出枠（通常類型）」に限る。

※2　第17次以降の「製品・サービス高付加価値枠」に限る。

※1,2　事業計画に記載する「実施体制」の中に人材確保に関する事項を記載した場合に限る。

2　対象労働者の雇い入れにあたって、下記の①～③の全ての条件を満たすこと。

①雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れること。

②期間の定めのない労働契約を締結する労働者（パートタイム労働者は除く）として雇い入れること。

③交付決定を受けた補助金の補助事業実施期間の初日から当該期間の末日までに雇い入れること。

3　対象労働者の雇い入れ日前6か月から本助成金の支給申請までの期間に、雇用する労働者を解雇等していないこと。

4　生産指標が事業再構築補助金またはものづくり補助金の事業計画書の申請日の属する月の前々々月から前月の3か月間の月平均値が、前年同期に比べ１０％以上減少していること。

5　対象労働者については、事業再構築補助金またはものづくり補助金の交付決定を受けた生産性向上等に係る業務に就く者であって、次の①と②に該当する者。

①次のaかbのいずれかに該当する者。

a.専門的な知識や技術が必要となる企画・立案、指導（教育訓練等）の業務に従事する者。

b.部下を指揮および監督する業務に従事する者で、係長相当職以上の者。

②1年間に350万円以上の賃金（※3）が支払われる者。

※3　時間外手当および休日手当を除いた、毎月決まって支払われる基本給および諸手当に限る。また、助成金の支給については支払われた賃金が175万円以上の支給対象期に限る。

●助成金の支給額

1　助成額

①中小企業：250万円/人※4（125万円×2期※5）

②中小企業以外：180万円/人※4（90万円×2期※5）

※4　一事業主あたり5人までの支給に限る。

※5　雇い入れから6か月を支給対象期の第1期、次の6か月を第2期として、6か月ごとに2回に分けて支給。

2　助成対象期間

1年間

●問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課分室

（雇用助成金さっぽろセンター）TEL：011-788-2294

●厚生労働省ホームページ

産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/sankokinsangyourenkeijinzaikakuhotou_00001.html

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）のご案内

（北海道労働局）

労働者のスキルアップを在籍型出向により行うとともに、当該出向から復帰した際の賃金を出向前と比較して上昇させた場合に、出向元に助成を行うことにより、企業の事業活動を促進し雇用機会の増大等雇用の安定を図ることを目的とする制度です。

●主な受給要件

1　助成金の対象となる「出向」

（1）出向期間終了後は元の事業所に戻ることを前提に、労働者（雇用保険被保険者）のスキルアップを目的とする出向が対象。

（2）労働者の出向復帰後6ヶ月間の各月の賃金を、出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させること。

2　対象となる事業主

労働者のスキルアップにより企業活動を促進し雇用機会等の増大を目的として出向を実施する出向元事業主のみが対象。

※独立性が認められない事業主間の出向の場合は対象となりません。

●助成金の支給額

○助成率

中小企業　2/3　　中小企業以外　1/2

○助成額

以下のいずれか低い額に助成率をかけた額（最長1年まで助成）

イ　出向労働者の出向中の賃金のうち出向元が負担する額。

ロ　出向労働者の出向前の賃金の1/2の額。

※出向中の労働者に対する賃金は出向前に支払っていた賃金以上の額を支払う必要があります。

○上限額

8,635円/1人1日当たり

（1事業所1年度当たり1,000万円まで）

※上限額は雇用保険の基本手当日額の最高額（令和6年8月1日時点）。毎年8月に改正されるためご注意ください。

※上記の他にも様々な要件がありますので、下記問い合わせ先、厚生労働省ホームページ、ガイドブック等で確認をお願いします。

●問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課分室
（雇用助成金さっぽろセンター）TEL：011-788-2294

●厚生労働省ホームページ

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00012.html

雇用調整助成金のご案内

（北海道労働局）

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。

●主な支給要件

イ　最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること。

ロ　雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上増加していないこと。

ハ　実施する休業等および出向が労使協定に基づくものであること。（計画届とともに協定書の提出が必要）

二　過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間中に、支給を受けた直前の判定基礎期間又は支給対象期間の末日のいずれか遅い日の翌日から起算して1年を超えていること。

●受給手続

イ　事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに事前に計画届を提出することが必要。

ロ　計画届の提出後、対象期間内の各「支給対象期間」ごとに、当該支給対象期間の末日の翌日から2か月以内に、支給申請書を提出することが必要。

●支給額

※対象労働者1人1日あたり8,635円が上限です。（令和6年8月1日現在）

助成内容と受給できる金額	中小企業	中小企業以外
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成率（※）	2/3	1/2
教育訓練を実施したときの加算額（支給対象者１人１日あたり）	1,200 円	

累計の支給日数が30日に達した判定基礎期間の次の判定基礎期間からは下記の助成率および教育訓練加算額が適用されます。

教育訓練実施率	企業規模	助成率	教育訓練加算額
1/10 未満	中小企業	1/2	1,200 円
	大企業	1/4	
1/10 以上 1/5 未満	中小企業	2/3	
	大企業	1/2	
1/5 以上	中小企業	2/3	1,800 円
	大企業	1/2	

●問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課分室
（雇用助成金さっぽろセンター）　TEL：011-788-2294

●厚生労働省ホームページ
雇用調整助成金
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_20200515.html

人材開発支援助成金について

（北海道労働局）

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。（令和7年4月1日改正）

1　助成メニュー

支給対象となる訓練等	助成対象	対象労働者
① 人材育成支援コース		
10時間以上のOFF-JT、新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練、有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	事業主 事業主団体等	雇用保険被保険者
② 教育訓練休暇等付与コース		
有給教育訓練休暇制度（３年間で５日以上）を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	事業主	雇用保険被保険者
③ 人への投資促進コース　　令和４年４月～		
・高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練 高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練	事業主	雇用保険被保険者
・情報技術分野認定実習併用職業訓練 IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練		
・定額制訓練 サブスクリプション型の研修サービスによる訓練		
・自発的職業能力開発訓練 労働者が自発的に受講した訓練（訓練費用を負担する事業主に対する助成）		
・長期教育訓練休暇等制度 長期教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務等制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成		
④ 事業展開等リスキリング支援コース　　令和４年12月～		
事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練	事業主	雇用保険被保険者

2　助成額・助成率　（　）内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練等			賃金助成額（1人1時間当たり）		経費助成率		OJT実施助成額（1人1コース当たり）	
				賃金要件等を満たす場合※６		賃金要件等を満たす場合※６		賃金要件等を満たす場合※６
①人材育成支援コース	人材育成訓練	OFF-JT	800円（400円）	1,000円（500円）	45%（30%）※1 70%※2	60%（45%）※1 85%※2	―	―
	認定実習併用職業訓練	OFF-JT	800円（400円）	1,000円（500円）	45%（30%）	60%（45%）	―	―
		OJT	―	―	―	―	20万円（11万円）	25万円（14万円）
	有期実習型訓練※3	OFF-JT	800円（400円）	1,000円（500円）	75%	100%	―	―
		OJT	―	―	―	―	10万円（９万円）	13万円（12万円）
② 教育訓練休暇等付与コース			―	―	30万円	36万円	―	―
③人への投資促進コース 令和４年４月～※７	高度デジタル人材訓練	OFF-JT	1,000円（500円）	―	75%（60%）	―	―	―
	成長分野等人材訓練	OFF-JT	1,000円※4	―	75%	―	―	―
	情報技術分野認定実習併用職業訓練	OFF-JT	800円（400円）	1,000円（500円）	60%（45%）	75%（60%）	―	―
		OJT	―	―	―	―	20万円（11万円）	25万円（14万円）
	定額制訓練	OFF-JT	―	―	60%（45%）	75%（60%）	―	―
	自発的職業能力開発訓練	OFF-JT	―	―	45%	60%	―	―
	長期教育訓練休暇制度		1,000円※5（800円）	―※5（1,000円）	20万円	24万円	―	―
	教育訓練短時間勤務等制度		―	―	20万円	24万円	―	―
④ 事業展開等リスキリング支援 コース 令和４年12月～※７		OFF-JT	1,000円（500円）	―	75%（60%）	―	―	―

※１ 正規雇用労働者等の場合の助成率
※２ 非正規雇用労働者の場合の助成率
※３ 正社員化した場合に助成
※４ 国内の大学院を利用した場合に助成
※５ 有給休暇の場合のみ助成
※６ 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して５%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して 当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して３%以上上昇している場合に、助成率等を加算
※７ 令和８年度末までの時限措置

◆問い合わせ先：
厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
(雇用助成金さっぽろセンター６階)TEL:011-788-9070

◆厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

人材確保等支援助成金について

（北海道労働局）

人材の確保・定着を目的とし、魅力ある職場作りのために労働環境の向上等に取り組む事業主に対して助成する制度です

雇用管理制度・雇用環境整備助成コース（令和７年4月１日受付再開）

雇用管理制度（賃金規定制度（中小企業事業主のみ）、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度）又は業務負担軽減機器等（従業員の直接的な作業負担を軽減する機器・設備等）の導入を通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成します。

【助成金額】

雇用管理制度の導入：１制度導入につき20＜25＞万円又は40＜50＞万円
（上限額80＜100＞万円）

業務負担軽減機器等の導入：機器等の導入に要した経費の１／２＜62.5/100＞
（上限額150＜187.5＞万円）

（注）上限額は、複数の雇用管理制度又は業務負担軽減機器等を導入した際の助成上限

（注）＜＞賃金要件が認められる場合の額

中小企業団体助成コース

改善計画の認定を受けた中小企業団体（事業協同組合等）が構成中小企業者のために、人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行った場合に助成します。

【助成金額】

中小企業団体が構成中小企業者に労働環境向上事業を実施した場合に、要した費用の２／３を支給
（上限額は、団体の規模に応じて600～1,000万円）

外国人労働者就労環境整備助成コース

外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備（就業規則等の多言語化など）を通じて、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して助成します。

【助成金額】

１制度導入につき２０万円（上限８０万円）

◆問い合わせ先

公正労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
雇用助成金さっぽろセンター６階　TEL　0 11-7 88-9 132

◆厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07843.html

「プロフェッショナル人材センター運営事業」のご案内

（公益財団法人北海道中小企業総合支援センター）

(公財)北海道中小企業総合支援センターは、北海道からプロフェッショナル人材センター運営事業を受託し、企業の成長戦略を実現するため、新たな人材の活用や副業・兼業人材の活用をご提案する「北海道プロフェッショナル人材センター」を運営しています。

本事業は、人手不足等を課題とする道内中小企業等に対し、道外からの人材誘致を図るためプロフェッショナル人材活用の意欲を喚起し、人材ニーズの掘り起こしを行い、民間人材ビジネス紹介事業者へ取次ぐことで人材の採用をサポートすることを目的とする事業です。

また、本年度よりプロフェッショナル人材センターを通じて副業・兼業人材を初めて利用される企業を対象に副業・兼業補助金（副業・兼業活用促進事業）の募集が開始されます。

ご利用を検討される方は、お気軽に(公財)北海道中小企業総合支援センターまでお問い合わせください。

◆運営体制

＜札幌本部＞

人材戦略マネージャー　榎本　泰己

サブマネージャー　山田　仁美

※北海道中小企業総合支援センターの各支部においても相談対応が可能です。

◆営業時間

月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）9：00～17：00

◆問い合わせ先

北海道プロフェッショナル人材センター（(公財)北海道中小企業総合支援センター内）

ＴＥＬ：０１１－２３２－２４０５

◆ホームページ

https://pro-jinzai-hokkaido.jp/

人材確保と経営力強化に取り組む企業を応援します
【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内について【更新】

（北海道）

北海道ビジネスサポート･ハローワークは、人材の確保･育成や、生産性の向上、経営力の強化などの課題に対応しようとする中小企業の皆様、および新規に創業をお考えの皆様へのサービスを、ワンストップで提供する北海道と北海道労働局が共同で運営する施設です。

ぜひお気軽にご相談ください。

北海道ビジネスサポート･ハローワーク

◆サービス内容

･企業の在職者訓練に係る案内･相談、求人コンサルティング
･助成金に関する案内相談、助成金セミナーの開催
･経営相談（同一フロアの北海道中小企業総合支援センターの専門家等が対応）

◆７月の事業所向けセミナー

・人材確保支援セミナー　会場：ハローワーク札幌　１階大会議室

①魅力ある求人の出し方セミナー	7月 22 日（火）14:00～15:30
②採用力向上セミナー	7月 29 日（火）14:00～15:30

・雇用保険の手続き・実務がわかるセミナー　会場：北海道ビジネスサポート・ハローワーク

①雇用保険事務手続きセミナー	7月1日（火）14:00～16:00
②電子申請活用セミナー	7月8日（火）14:00～15:30
③雇用継続給付セミナー	7月 15 日（火）14:00～16:00
※①、③は、90 分のセミナーの後に、高齢･障害･求職者雇用支援機構から「特定求職者雇用開発助成金」と「トライアル雇用助成金」の概要の説明があります。（30 分）	

◆センター概要

開庁時間：月曜日～金曜日　9：30～17：00（土日祝日及び 12/29～1/3 はお休み）
所在地：札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 2
　　北海道経済センタービル 9F　（北海道中小企業総合支援センターと同一フロアです）
TEL：011-200-1622　FAX：011-281-2351　利用料：無料

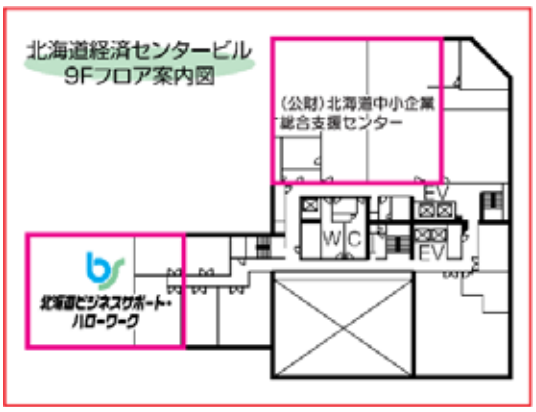

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）
地域活性化雇用創造プロジェクトに係る特例支給のご案内【更新】
（北海道）

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）は、国の指定する雇用情勢の厳しい地域等（同意雇用開発促進地域等）で雇用保険の適用事業所を設置・整備し、それに伴い道内に居住する求職者を一定条件で雇い入れた事業主に対し、設置・整備に要した費用と増加した人数に応じて、国が一定の金額を助成する制度です。

令和７年度に北海道が実施する**地域活性化雇用創造プロジェクト事業**（以下、「地プロ事業」。）に参加する事業主が、所要の条件を満たした場合、国が指定する同意雇用開発促進地域等に限らず、地プロ実施地域として、この助成金の特例支給の対象となることができます。

●基本支給　地域雇用開発助　成金（地域雇用開発コース）[厚生労働省北海道労働局、ハローワーク]

助　成　額

設備・整備に要した費用及び対象労働者の**増加**人数に応じて、支給申請ごとに最大３回支給。

設置・整備に要した費用	対象労働者の数			
	3～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

※本計画の作成に当たっては、北海道労働局の指導を受ける必要がありますので、最寄りのハローワークへ必ずご相談ください。

受給手続きなどの詳細は、こちらへお問い合わせください。

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局）、最寄りのハローワーク（公共職業安定所）へ

●対象地域

振興局	※同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域等
空　知	夕張市、芦別市、赤平市、歌志内市、深川市、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町
石　狩	石狩市（旧厚田郡厚田村、旧浜益郡浜益村の区域）、江別市、北広島市、新篠津村
後　志	なし
胆　振	なし
日　高	なし
渡　島	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町
檜　山	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町
上　川	富良野市、当麻町、比布町、愛別町、上川町、南富良野町、占冠村、幌加内町
留　萌	羽幌町（焼尻島、天売島の区域）
宗　谷	礼文町、利尻町、利尻富士町
オホーツク	なし
十　勝	上士幌町、新得町、大樹町、広尾町、幕別町（旧広尾郡忠類村の区域）、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
釧　路	厚岸町（小島の区域）
根　室	なし

●特例支給（上乗せ支給額）

地プロ業種
上乗せ支給
(例)50万円/人×3人
＝150万円

基本支給額（最大3回）に加え、
初回のみ上乗せ支給を受けられます
※特例支給は、対象となる業種等の条件があります。
※１事業所あたり２０人が上乗せ支給の上限人数

※指定地域　61市町村
【同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島等地域】

地域活性化雇用創造
プロジェクト事業に参加すると
道内全域に拡大

【道雇用労政課HP】
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/shinkoku/b0002/185525.html

北海道就業支援センターにおける企業向け支援メニューについて

（北海道）

北海道就業支援センター（ジョブカフェ・ジョブサロン北海道、マザーズ・キャリアカフェ）では、人材確保や職場定着などにお悩みの企業に対し、訪問による個別相談や企業内キャリアコンサルティングを行っております。

そのほか、企業の皆さまにご参加いただき実施する求職者向け支援メニューも下記のとおりございますので、ぜひご活用ください。

◆企業向け支援メニュー

メニュー名	実施内容	実施地域	実施時期
企業個別相談（訪問支援）	人手不足・職場定着に関する課題を有する企業を訪問し、個別相談を行います。	道内	通年
企業内キャリアコンサルティング	社員のキャリア形成支援を実施する中小企業に対し、当該企業の社員を対象とするキャリアコンサルティングを実施いたします。	道内	通年

◆求職者向け支援メニュー　※企業関係分のみ抜粋

メニュー名	実施内容	実施地域	実施時期
職業体験（インターンシップ）	求職者を職業体験へ誘導するとともに、受入企業開拓を行います。	道内	通年
企業見学会・交流会	人手不足産業等の理解促進のため、企業見学会及び交流会を実施いたします。（1日の中で両方開催）	札幌 地方５拠点	随時

◆問い合わせ先

北海道就業支援センター（ジョブカフェ・ジョブサロン北海道、マザーズ・キャリアカフェ）

TEL：011-209-4510　（月～金 10:30～19:00、土 10:00～17:00）　※日曜・祝日、年末年始除く。

URL：https://www.jobcafe-h.jp/

「働き方改革関連特別相談窓口」のご案内

（北海道）

道では、働き方改革に関する地域の中小企業者等の相談対応の強化を図るため、本庁及び（総合）振興局に相談窓口を設置し、国（北海道労働局）と連携した専門家による相談・助言等を行います。

◆支援内容

１　名称等

〔名称〕　「働き方改革関連特別相談窓口」

〔設置場所（１６か所）〕

・経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室内

・各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課内

・後志総合振興局産業振興部商工労働観光課小樽商工労働事務所内

２　業　務

上記振興局等の窓口において、職員が日常的に相談に対応するほか、毎月１回程度、相談日を設けて、専門家による相談対応を行います。

専門家による相談については、対面の他、会社または自宅からオンラインによる相談も可能です。

なお、専門家は、厚生労働省北海道労働局が設置する「北海道働き方改革推進支援センター」から派遣されます。

◆働き方改革特別相談窓口設置箇所及び連絡先

設置場所	所　在　地	電　話　番　号
空知総合振興局商工労働観光課	068-8558　岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0061
石狩振興局商工労働観光課	060-8558　札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5827
後志総合振興局商工労働観光課	044-8588　虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362
後志総合振興局小樽商工労働事務所	047-0033　小樽市富岡1丁目14番13号	0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	051-8558　室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	057-8558　浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9281
渡島総合振興局商工労働観光課	041-8558　函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	043-8558　檜山郡江差町字陣屋町336－3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	079-8610　旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	077-8585　留萌市住之江町2丁目1番2号	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	097-8558　稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2528
オホーツク総合振興局商工労働観光課	093-8585　網走市北7条西3丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	080-8588　帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9044
釧路総合振興局商工労働観光課	085-8588　釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9183
根室振興局商工労働観光課	087-8588　根室市常磐町3丁目28番地	0153-23-6829
道庁雇用労政課働き方改革推進室	060-8588 札幌市中央区北３条西６丁目	011-204-5354

◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室（Tel：011-204-5354）

労働相談窓口のご案内

（北海道）

道では、ハラスメント・労働相談コール及び中小企業労働相談所において、様々な労働問題でお困りの皆様からの相談をお受けしております。お気軽にご相談ください。

◆ ハラスメント・労働相談コール

労働問題の専門家である社会保険労務士が、カスタマーハラスメントを始めとした各種ハラスメント（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等）や労働条件など、様々な労働問題でお困りの方からの相談に電話（フリーダイヤル）で対応しています。なお、相談は無料です。

■フリーダイヤル　0120－81－6105

■相談受付　＜月曜日～金曜日＞　17：00～20：00

＜土曜日＞　13：00～16：00

※祝日、4月26日～5月6日、8月9日～17日、12月28日～1月4日を除く

◆ 中小企業労働相談所

各（総合）振興局でも労働相談を行っています。

設置箇所	所 在 地	電 話 番 号
空知総合振興局商工労働観光課	068-8558　岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0061
石狩振興局商工労働観光課	060-8558　札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5827
後志総合振興局商工労働観光課	044-8588　虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362
後志総合振興局小樽商工労働事務所	047-0033　小樽市富岡1丁目14番13号	0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	051-8558　室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	057-8558　浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9281
渡島総合振興局商工労働観光課	041-8558　函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	043-8558　檜山郡江差町字陣屋町336－3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	079-8610　旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	077-8585　留萌市住之江町2丁目1番2号	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	097-8558　稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2528
オホーツク総合振興局商工労働観光課	093-8585　網走市北7条西3丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	080-8588　帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9044
釧路総合振興局商工労働観光課	085-8588　釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9183
根室振興局商工労働観光課	087-8588　根室市常磐町3丁目28番地	0153-23-6829

■相談受付　＜月曜日～金曜日＞　9：00～17：30　（祝日、12月27日～1月4日を除く）

■下記ホームページにも掲載しています。

【URL】 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/soudan/soudansaki/zennpann.html

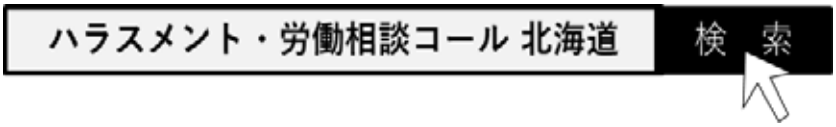

【ＵＩＪターン新規就業支援事業】
道のマッチングサイトに掲載する移住支援金対象法人登録のご案内

（北海道）

「ＵＩＪターン新規就業支援事業」は、東京圏から移住支援金実施市町村（※）に移住して北海道が開設するマッチングサイトに掲載された求人広告に移住（予定）者が応募し就職した場合等に、移住者に最大１００万円を支給する制度です。
マッチングサイトに掲載する求人広告は一部の大手民間求人サイトにも無料で掲載されます。
是非ご活用ください。
（※令和７年度は道内１４０市町村が実施しています。）

◆移住支援金の概要（実施市町村など、詳細は北海道ホームページをご確認ください）

○**東京２３区**から**実施市町村**に移住し、**道のマッチングサイトに掲載している法人**に**新規就業**した方に移住先の市町村から支給されます
○移住支援金は単身　最大６０万円、世帯　最大１００万円です。
※18 歳未満の世帯員を帯同して移住した場合、18 歳未満の者一人につき最大 100 万円を加算する市町村あり

◆法人等の登録要件（詳細は北海道のホームページの実施要領をご確認ください）

下記のいずれにも該当する法人等であること

- 官公庁でないこと
- 資本金１０億円以上の法人でないこと
- みなし大企業でないこと
- 雇用保険の適用事業主であること
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと

◆法人等登録の受付

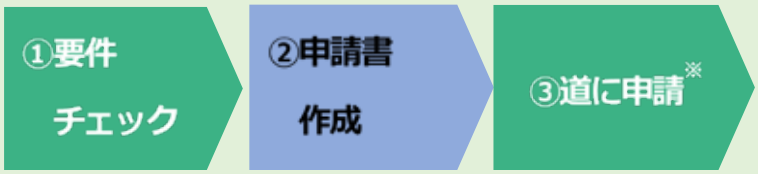

（移住支援金特設ページ）

・まずは下記 URL（移住支援金特設ページ）から**法人登録マニュアル**をダウンロードし、**登録要件**をご確認ください。
（URL）https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/ui-turn/matching.html
・提出は**メール(様式Excel)にて**受け付けます(提出先アドレス⇒登録マニュアル参照)。
メール提出が難しい場合はご相談ください。
提出先メールアドレス：jinzai.yuti@pref.hokkaido.lg.jp

◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係（ＴＥＬ　０１１-２５１-３８９６）

「人材確保・定着向上セミナー／採用力アップ相談会」及び「専門家派遣による無料個別支援」のご案内【新規】

（北海道）

道では、道内の事業者の皆さまを対象に、採用プロセスの改善や就業環境の整備など、人材不足の課題解決を目的とするセミナー・相談会を道内８カ所で開催します。

また、さらに手厚い支援をご希望の事業者様には、専門家派遣による無料個別支援を実施します。

求人票の見直しや面接法、職場定着策など、新たな気づきを得るための情報収集の場として、まずはお気軽にセミナー・相談会にご参加ください。

◆人材確保・定着支援セミナー／採用力アップ相談会

【テーマ１】 理想の採用を実現！ マッチング精度を高めるための戦略	札幌（1 回目） 【WEB】	7 月 30 日（水）※対面は定員に達しました。 キャリアバンク(株) セミナールーム
	旭川 【対面】	8 月 28 日（木） 旭川市大雪クリスタルホール レセプション室
	函館 【対面】	10 月 9 日（木） 函館コミュニティプラザ Ｇスクエア 多目的ホール
【テーマ２】 企業の魅力を引き出す！ 効果的な企業説明資料の秘訣	苫小牧 【対面】	9 月 5 日（金） 苫小牧市文化交流センターアイビー・プラザ　学習室 3
	帯広 【対面】	11 月 7 日（金） とかち館 丹頂の間
【テーマ３】 採用難時代に勝つ！ 早期離職を防止する定着促進策	岩見沢 【対面】	9 月 17 日（水） 岩見沢市民会館まなみーる 多目的室 1.2
	北見 【対面】	9 月 26 日（金） 北見市民会館 4 号室
	釧路 【対面】	11 月 6 日（木） 釧路市生涯学習センターまなぼっと幣舞 学習室 601
	札幌（2 回目） 【対面･WEB】	11 月 11 日（火） キャリアバンク(株) セミナールーム

セミナー：13：30～15：00、相談会：各セミナー終了後開催

■申込方法

次のホームページから申込いただけます。（詳細もこちら）

https://www.career-bank.co.jp/jinzai_kakuho/

■申込締切

各開催日の 3 営業日前　※ただし、定員に達し次第締切りとさせていただきます。

※7 月 30 日札幌の対面参加の申込は、定員に達したため締切りました。WEB 参加への申込をお願いします。

■定員

札幌会場：各回 20 社（先着順）、札幌以外の会場：各回 15 社（先着順）

◆専門家派遣による無料個別支援

相談会参加事業者のうち、10 社限定の手厚い支援をご用意。事業者ごとの状況や課題に応じて専門家を派遣します。（「採用力アップ相談会」で申込みいただけます）

◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係（TEL 011-251-3896）

中小企業大学校旭川校　７月開講講座のご案内
～中小企業の人材育成をサポート～【更新】

（中小企業大学校旭川校）

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。
今回は、２０２５年7月に開講する研修のご紹介をいたします。カリキュラム詳細をご覧頂き、ぜひ、受講をご検討ください。お申し込みは、ホームページからお受けしています。

◆◇　ご案内　◆◇

２０２５年度の上半期カリキュラム（電子ブック版）を公開しています。資料請求は下記お問い合わせ先まで。
https://inst.smrj.go.jp/files/ebooks/2025/asahikawa/index_h5.html#1

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。
【 公的助成制度 】 https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/aid/index.html をご覧ください。

詳細は、中小企業大学校旭川校までお問い合わせ下さい。
TEL ： 0166-65-1200　　FAX ： 0166-65-2190　　E-mail ： asahi-kenshu@smrj.go.jp

中小企業大学校旭川校の講座内容 および 最新情報は、
ホームページ（ https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/index.html ）をご覧下さい。

旭川校 HP

No. 301 経営管理者養成コース（第 13 期）
～ 次世代を担うトップリーダーを育てます ～

この研修では、企業活動の中核を担う経営管理者として、質の高い経営を行うための総合的・創造的マネジメント能力の向上を図ることを目的として、実践につながる知識やマネジメント手法を体系的に習得します。

◆この研修のポイント
1. 講義による知識・手法の習得に加え、ケーススタディや演習、グループディスカッション等を中心にした受講者自身が自社や自分自身について考えながら進める参加型の実践的研修です。
2. 実務の第一線で活躍する経験豊富かつ一流の講師陣による講義に加え、自社の経営課題の抽出と解決策の策定等、きめ細やかな指導が可能な少人数制のゼミナールでまとめます。
3. 長期間にわたる研修ならではの、受講者同士の交流により、幅広い情報交換と社外の貴重な人的ネットワークが構築できます。

◆研修期間　7 月 1 日（火）～12 月 5 日（金）　24 日間（4 日間×6 回）
◆研修時間　180 時間
◆対 象 者　経営幹部、後継者、管理者
◆受 講 料　２９８，０００円（税込）
◆講　　師　人間力経営株式会社　代表取締役　ビジネス・コア・コンサルティング　代表　坂本　篤彦　氏
株式会社インテレッジ　代表取締役　髙橋　正也　氏
中小企業診断士事務所　オフィス後藤経営　代表　後藤　直樹　氏
前田誠公認会計士事務所 所長　前田 誠　氏
アライビジネス スクリード　代表　新井　美砂 氏
株式会社フォーサイツコンサルティング　代表取締役社長　浅野　睦　氏

◆詳細はこちら
https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2025/AS253010.html

No. 14 職場の問題発見･解決力強化講座（札幌開催）
～ 問題の本質をとらえ、的確に判断する思考力を学ぶ ～

この研修では、問題解決をより迅速かつ効果的に行うための具体的な視点や思考法と、立案した解決策をわかりやすく職場で共有し、着実に行動と成果につなげていくためのプロセスについて、演習を通じて学びます。

◆この研修のポイント
1. 問題の本質のとらえ方と、解決策立案の進め方を学びます。
2. 論理的な思考法（ロジカルシンキング）を身につけます。
3. 演習で自社の問題発見･解決に取り組みます。

◆研修期間　7月1日（火）～7月3日（木）　3日間
◆研修時間　21時間
◆対 象 者　管理者、新任管理者、その候補者
◆受 講 料　32，000円（税込）
◆講　　師　株式会社リンデン　代表取締役　中野　俊宏　氏

◆詳細はこちら
https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2025/AS250140.html

No.15 ハラスメント&メンタルヘルス対策講座（札幌開催）
～ 人材が集まり、根付く！働きやすい職場環境づくり ～

この研修では、雇用を取り巻く最新事情と働き方の変化を理解した上で、働きやすい職場環境づくりにつながるハラスメント対策、メンタルヘルス対策、健康増進等の重要性を事例を通して学ぶとともに自社での今後の取り組みを検討します。なお、1日目は会社･職場として、2日目は管理者･上司としてどのように取り組んでいくのか、組織面と個人面からのアプローチで学習していきます。

◆この研修のポイント
1. 社員の健康増進、職場環境づくりの重要性を理解し、自社での実践を具体的にイメージします。
2. ハラスメント対策の重要性と、具体的なアクションを理解します。
3. 部下や管理者自身のメンタルヘルス不調の予兆の把握と対処方法を学びます。
4. ストレスを軽減する職場でのコミュニケーションのポイントを学びます。

◆研修期間　7月8日（火）～7月9日（水）　2日間
◆研修時間　14時間
◆対 象 者　経営幹部、管理者
◆受 講 料　22，000円（税込）
◆講　　師　社会保険労務士法人トゥービーワーク　代表社員　柳沢　隆　氏
　　こころの共育研究所　代表　庄司　順子　氏

◆詳細はこちら
https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2025/AS250150.html

No.16 生産現場改善講座（札幌開催）
～ 生産現場の問題点を捉え、改善に導く力と手法を学ぶ ～

この研修では、生産現場のリーダーが理解しておきたい IE（Industrial Engineering）の実際の活用法を学び、生産現場の問題を的確に捉えて、効果的な改善策を立案し、改善に向けてチームを導く術を身につけます。また、研修のまとめとして自社の生産現場の問題の着眼に取り組み、習得した IE 技法をどのように活用していくかを考えます。

※この研修は製造業を対象としています。

◆この研修のポイント

1. 現場改善の責任者・リーダーが身につけておきたい手法を幅広く学びます。
2. IE 技法を基本から学び、現場での実践力を身につけます。
3. 自社の問題発見に効果的な IE 技法とその使い方を学びます。

◆研修期間　7月15日（火）～7月17日（木）　3日間
◆研修時間　21時間
◆対 象 者　製造業の管理者、新任管理者
◆受 講 料　32，000円（税込）
◆講　　師　合同会社 FRS コンサルティング　代表社員　古澤　智　氏

◆詳細はこちら
https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2025/AS250160.html

No. 205 若手リーダー研修（帯広開催）
～ 周囲を巻き込み、成果を上げる！リーダー養成講座 ～

この研修では、若手社員がリーダーとしての自覚を持ち、周囲のメンバーに積極的に働きかけ、チームとして目標達成を推進していくために必要となる、上司の補佐、後輩・部下指導、チームで仕事を円滑に進めるスキルについて学びます。また将来、組織の中心となるために、「理想のリーダー像」を目指した今後の行動を考えます。

◆この研修のポイント

1. 若手リーダーとしての立ち位置を理解して、職場の中核的人材へ成長するための意識改革につながります。
2. 後輩指導のポイントや上司との連携について学べます。
3. チーム内のまとめ役として、周囲を巻き込む仕事の進め方が身につきます。

◆研修期間　7月15日（火）～7月17日（木）　3日間
◆研修時間　21時間
◆対 象 者　新任管理者、その候補者
◆受 講 料　32，000円（税込）
◆講　　師　Coaching Office RISE　代表　田中　薫　氏

◆詳細はこちら
https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2025/AS252050.html

No.17 営業計画策定講座（札幌開催）
～ マーケティングの視点で考える営業マネジメントの実践法 ～

この研修では、マーケティングの基本と営業戦略・営業計画の立て方を理解した上で、インターバルを活用して実際に自社の営業計画の立案に取り組むとともに、営業プロセスの PDCA サイクルの回し方と、組織的な営業活動の進め方を学びます。

◆この研修のポイント
1. 営業とマーケティングの考え方を事例を交えて学びます。
2. インターバルを活用して自社の営業計画の立案に取り組みます。
3. 組織的な営業活動を展開するための営業マネジメントを身につけます。

◆研修期間　前半：7月23日（水）～7月24日（木）　後半：8月27日（水）～8月28日（木）　インターバル4日間
◆研修時間　26時間
◆対 象 者　経営幹部、管理者
◆受 講 料　36，000円（税込）
◆講　　師　ストラテジー＆タクティクス株式会社　代表取締役社長　佐藤　義典　氏

◆詳細はこちら
https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2025/AS250170.html

No.47 経営トップセミナーⅠ
コスト高騰に立ち向かう「値決め」経営 ～利益を生み出す自社商品・サービス価格のポイント ～

この研修では、「値上げの仕方がわからない」、「社内の値上げ活動が進まない」とお悩みの経営者や経営幹部の方に加えて、営業部門など実務を任される方も対象に、利益創出の仕組みや、取引先との価格交渉の臨み方、価格をマネジメントする方法など自社の収益の改善への近道や最適な方法について実践的に学びます。

◆この研修のポイント
1. 商品・サービスの価値を高める（儲けを生み出す）ための、適切な価格設定の方法が学べます。
2. 値決めのルール構築の仕方を学ぶとともに、継続的な収益改善につなげる方策が学べます。
3. 儲けを生み出すための「値決め」経営の実践のため、価格交渉や戦略立案方法を学べます。

◆研修期間　7月25日（金）
◆研修時間　6時間
◆対 象 者　経営者、経営幹部　※適正な価格設定を検討している方
◆受 講 料　16，000円（税込）
◆講　　師　株式会社西田経営技術士事務所　代表取締役　西田　雄平　氏

◆詳細はこちら
https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2025/AS250470.html

No. 18 コミュニケーション活性化講座（札幌開催）
～ 信頼関係を高め、一体感を生む職場づくり ～

この研修では、管理者に求められる傾聴力の強化を図り、良い信頼関係を構築するための方策を演習を通じて学び、自社への浸透、定着、さらに組織活性化につなぐための「人」と「組織」を動かす能力の向上を図ります。

◆この研修のポイント

1. 個人レベルのコミュニケーションに止まらず、組織全体へ働きかけを行うコミュニケーションを習得します。
2. 管理者の成長と部下の成長の相乗効果を発揮させ、職場の活性化につなげることができます。
3. さまざまな場面設定によるロールプレイングで新たな気づきを得ることができます。

◆研修期間　7月29日（火）～7月31日（木）　3日間
◆研修時間　21時間
◆対 象 者　管理者、新任管理者、その候補者
◆受 講 料　32，000円（税込）
◆講　　師　コンサルタントネットワーク株式会社　取締役副社長　本田　祐美　氏

◆詳細はこちら
https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2025/AS250180.html

技能・技術習得のための能力開発セミナー【更新】

（ポリテクセンター北海道）

企業等の在職者の方々を対象に、技能・技術の習得・向上を目的に“ものづくり分野”を主とした「能力開発セミナー」を2～3日間程度の期間で実施しています。

能力開発セミナーは、事業主及び受講者の方々からも大変ご好評いただいています。直近に実施する能力開発セミナーを記載しておりますので、貴社の人材育成にご活用ください。

＜令和７年度能力開発セミナー開催予定（７月～９月）　受講申込受付中！！＞

分野	番号	コース名	開催日	定員(人)	受講料(円)
機械	1M505	生産現場に活かす品質管理技法（表計算ソフトによるQC7つ道具活用編）	7/1-2(12H)	10	8,000
	1M114	被覆アーク溶接技能クリニック	9/2-3(12H)	8	19,500
	1M118	TIG溶接技能クリニック	9/4-5(12H)	8	21,000
電気・電子	1D302	ＰＬＣプログラミング技術	7/1-2(12H)	10	9,000
	1D307	ＰＬＣ制御の応用技術（応用命令編）	7/3-4(12H)	10	9,000
	1D319	クラウドコンピューティングにおける要件定義とアーキテクチャ設計	7/7-9(18H)	10	13,500
	1D321	クラウド活用によるIoTシステム構築技術	7/16-18(18H)	10	13,000
	1D202	有接点シーケンス制御の実践技術	8/19-20（12H）	10	8,500
	1D313	実習で学ぶ画像処理・認識技術（Python編）	8/19-20（12H）	10	8,500
	1D205	シーケンス制御による電動機制御技術	8/21-22(12H)	10	8,500
	1D315	機械学習による欠陥検査・物体認識の高度化技術（Python編）	8/21-22(12H)	10	8,500
	1D221	電気系保全実践技術（有接点シーケンス編）	8/25-26(12H)	10	7,500
	1D508	有接点シーケンス制御の実践技術	9/6-7(12H)	10	8,500
	1D311	IoT機器を活用した組込みシステム開発技術	9/10-12(18H)	10	13,000
	1D303	ＰＬＣプログラミング技術	9/30-10/1(12H)	10	9,000
居住	1H402	実践建築設計2次元ＣＡＤ技術（Jw_CAD　製図支援編）	7/8-9（12H）	10	7,000
	1H406	実践建築設計2次元ＣＡＤ技術（Jw_CAD　作図効率向上編）	7/14-15（12H）	10	7,000
	1H407	在来木造住宅設計実践技術（Jw_CAD　平面図・立面図・断面図作製編）	7/17-18（12H）	10	7,000
	1H410	木造住宅の断熱材施工法の実践技術（寒冷地における住宅の省エネについて）	7/28-29（12H）	10	11,000
	1H223	戸建て住宅電気設備設計実践技術	7/30-31（12H）	10	15,500
	1H503	自動火災報知設備工事の施工・保守技術	8/23-24（12H）	10	8,500
	1H409	BIMを用いた建築設計技術（モデリング編）	9/24-25（12H）	10	11,000

※会場はすべてポリテクセンター北海道（札幌市西区二十四軒）です

【問い合わせ先】
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部（ポリテクセンター北海道）
生産性向上人材育成支援センター　能力開発セミナー担当　（ 訓練第二課 ）
TEL:011-640-8823　FAX:011-640-8830
＜ホームページURL＞ https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/zaishoku/index.html

「生産性向上支援訓練」のご案内【更新】

（ポリテクセンター北海道）

「生産性向上支援訓練」は、企業や事業主団体の生産性を向上するための職業訓練で、北海道、北海道労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の三者で締結した「北海道労働政策協定」に基づき実施するものです。

訓練は、ポリテクセンターに設置した生産性向上人材育成支援センター（生産性センター）が、専門的な知見やノウハウを持つ民間機関等に委託し、企業・団体の課題やニーズにあわせて実施します。

さまざまな内容・分野の幅広い職務階層の方を対象としたカリキュラムで従業員の生産性向上をお手伝いします。

＜令和7年度　生産性向上支援訓練の募集申込受付中！！＞　※1名から受講可能

コース名	開催日	定員（人）	実施エリア	実施会場	受講料（税込）	受講申込期限日
ＲＰＡ活用	8/20（水）	15	札幌	パソコンスクールパルティス時計台校	3,300 円	7/11（金）
データベースを活用したデータ処理（基本編）	8/22（金）	15	札幌	キャリアバンク高等職業能力開発校	2,200 円	7/15（火）
品質管理に役立つグラフ活用	8/28（木）	15	札幌	パソコンスクールパルティス時計台校	2,200 円	7/22（火）
製造分野におけるＤＸ推進	9/2（火）	20	札幌	ポリテクセンター北海道	3,300 円	7/25（金）

サブスクリプション型訓練のご案内

令和５年度より開始した、ｅラーニング形式で受講できる生産性向上支援訓練です。

生産性向上やＤＸに関する研修動画を、繰り返し受講できます。「研修を企画したいけれど従業員ごとに勤務時間や忙しい時期が異なる」などの理由で、一堂に会しての研修が難しい事業所様にお勧めします。

【生産性向上コース】①業務効率向上のための時間管理　②成果を上げる業務改善　③職場のリーダーに求められる統率力の向上
【ＤＸ対応コース】①ＩＴツールを活用した業務改善　②ＡＩ（人工知能活用）　③効率よく分析するためのデータ集計

DX 人材の育成をサポートしています

■こんなお悩みありませんか

- **デジタル化を進めたいけれど、何をすればいいか分からない。**
- **デジタル化を推進できる人材がいない。**
- **自社で活用できるツールが分からない。**

■まずはお問合わせください

生産性向上人材育成支援センターでは、中小企業・事業主団体等の DX 人材の育成を支援しています。
豊富な全 58 コースの中から、企業課題やニーズに合わせたコースをご提案させていただきます。

- **訓練日数は概ね 1～5 日間（4～30 時間）で設定可能です。**
- **1 人あたり 2,200 円～6,600 円（税込）で受講が可能です。**
- **自社会議室等での受講が可能です。（企業に講師を派遣します）**

【お問合わせ先】　ポリテク北海道　生産性
独立行政法人　高齢・障害・求職者雇用支援機構　北海道支部（ポリテクセンター北海道）
生産性向上人材育成支援センター　　ＴＥＬ：011-640-8828　ＦＡＸ：011-640-8958
＜機構のホームページＵＲＬ＞　https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/

能力開発セミナー（７～９月開講予定）のご案内【更新】

（北海道）

在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び北海道障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識･技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

R7.7月～9月開講

実施主体	訓練科名	専攻科目名	実施地	施設（該当：○）		昼夜別（該当：○）		実施時期	訓練時間		定員
				内	外	昼	夜		日数	時間	
札幌高等技術専門学院 011-781-0559	2級管工事科	2級管工事施工管理技士	札幌市	○		○		R7.9.3 ～ R7.10.17	3	21	20
旭川高等技術専門学院 0166-65-6220	建設経理科	建設業経理士2級	旭川市	○			○	R7.9.11 ～ R7.10.10	10	20	10
旭川高等技術専門学院 稚内分校 0162-33-2636	自動車整備科	2級ガソリン	稚内市		○	○	○	R7.7.7 ～ R7.9.17	49	143	10
	塗装科	建築塗装基礎	稚内市		○	○		R7.7.25 ～ R7.7.26	2	12	15
	観光サービス科III	おもてなし英会話	稚内市		○		○	R7.8.21 ～ R7.10.9	8	16	10
	IT活用科Ⅰ	ドローンの活用	浜頓別町		○	○		R7.9.4 ～ R7.9.5	2	12	15
	観光サービス科IV	SNSマーケティング	稚内市		○	○		R7.9.27 ～ R7.10.4	2	12	10
北見高等技術専門学院 0157-33-4436	エクセル初級科	エクセル基礎	遠軽町		○		○	R7.7.1 ～ R7.7.15	5	15	13
	エクセル中級科	エクセル応用	北見市	○		○		R7.7.7 ～ R7.7.25	3	21	15
室蘭高等技術専門学院 0143-44-7820	OA事務科	ワード応用	室蘭市	○			○	R7.7.22 ～ R7.8.21	15	30	10
	OA事務科	エクセル応用	室蘭市	○			○	R7.9.1 ～ R7.9.29	15	30	10
苫小牧高等技術専門学院 0144-55-7887	電気工事科（第一種）	第一種電気工事士学科講習	苫小牧市	○		○		R7.8.28 ～ R7.9.18	7	49	10
帯広高等技術専門学院 0155-37-6975	OA事務科Ⅱ	ﾜｰﾄﾞ･ｴｸｾﾙ中級	帯広市	○			○	R7.7.8 ～ R7.7.31	8	16	15
	電気工事科Ⅰ	電気工事基礎	帯広市	○			○	R7.9.2 ～ R7.10.2	10	20	15
釧路高等技術専門学院 0154-57-8016	観光ビジネス科	中国語講座	釧路市	○			○	R7.8中旬 ～ R7.10下旬	10	20	15
	ホームページ作成基礎科	ホームページ作成	釧路市		○		○	R7.9下旬 ～ R7.10中旬	6	12	15
北海道障害者職業能力開発校 0125-52-2774	OAエクセル科	表計算ソフト基礎	札幌市		○		○	R7.7 ～ R7.10	8	16	10
	エクセル実践科（手話通訳対応）	表計算ソフト活用術	旭川市		○		○	R7.8 R7.9	8	16	10

洋上風力発電サプライチェーン構築･人材確保を支援する補助金について
～人材確保支援事業補助金の申請を受付けています～
（北海道）

北海道における洋上風力発電に係るサプライチェーンの構築に向け、道内企業の洋上風力発電関連産業への参入を促すことを目的に、洋上風力発電の建設工事やメンテナンス業務等に必要な知識･技能･資格等の取得による人材確保や技術力強化を支援します。

区分	概要
対象者	**道内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者** **※但し、道外に本社を置く企業の子会社を除く** ※道税を滞納していないこと。
補助対象事業	**自社の従業員に対して洋上風力発電の建設工事やメンテナンス業務等に必要な専門的知識や技能、資格を取得させるための事業**
補助率	1／2以内
補助上限額	**50 万円以内**／1 名 ※応募状況や申請内容によって同一補助事業者につき、事業年度内の上限数を設ける場合があります。
補助対象経費	研修受講料･教材費、交通費･宿泊料、研修に必要な機器借上費、講師謝金　等

◆募集期間
令和 7 年（2025 年）4 月 1 日（火）～令和 8 年（2026 年）3 月 13 日（金）
※募集期間中であっても、予算がなくなり次第、終了となります。

◆申請方法
①事前相談
交付決定まで時間を要する場合があります。
補助金ご利用の際は、余裕を持って事前のご相談･ご連絡をお願いします。
②申請書類の提出
北海道 HP から申請書様式等をダウンロードし、下記申請先に提出してください。
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/gxs/163024.html
③書面審査･交付決定
申請書提出から交付決定まで、2 週間程度要します。
補助対象となる経費は、**交付決定後に発生した経費**に限ります。

◆申請･問い合わせ先
〒060-8588　北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
北海道経済部 GX 推進局 GX 推進課　風力係　（担当：清原、押見）
TEL 011-204-5327

～道では洋上風力発電の導入促進に向けセミナー等を開催予定です
本マンスリーレターや当課ホームページ等を通じて、順次、ご案内します～

ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内1
中小企業･工業高校等への実技指導
（北海道職業能力開発協会）

北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）は、厚生労働省から若年技能者人材育成支援等支援事業を受託し、中小企業・工業高校等へのものづくりマイスターの派遣による実技指導を行います。

この事業は、若者のものづくり離れ、技能離れが課題となっていることから、若年技能者の人材育成等を図ることを目的とするものです。

1　実技指導（派遣）の対象
- 中小企業（中小企業基本法第２条に定める中小企業者）
- 業界団体（事業主団体等により設立された認定職業訓練校を含む）
- 工業高校等学校（公共職業能力開発施設を除く）

の主に１５歳から３５歳未満の若年技能者

2　実技指導の内容
- 中小企業・業界団体：・技能検定２級の実技試験や技能競技大会競技課題を活用した指導
- 工業高校等学校　　：・技能検定３級の実技試験や技能競技大会競技課題を活用した指導
  ・技能検定３級の受検資格付与に係る指導

（派遣指導の内容は、派遣企業等のニーズに応じて柔軟に設定します。）

3　指導回数
- 工業高校等の学生

①技能検定、ものづくりコンテストなどの競技大会に向けた実技指導：原則１０回まで

②上記以外の実技指導：原則１回まで
- その他の技能者：原則２０回まで

4　経費の負担

北海道技能振興コーナーが、ものづくりマイスターへの謝金・旅費、材料費を負担します。

詳細は下記までご連絡ください。

お問い合わせ：北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）

ＴＥＬ：０１１－８２５－２３８７

E-mail：shinkou@h-syokunou.or.jp

ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内2

公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等
民間施設イベントへのものづくりマイスターの派遣による実技指導

（北海道職業能力開発協会）

北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）は、厚生労働省から若年技能者人材育成支援等支援事業を受託し、公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設などで行われる技能者を育成するイベントにものづくりマイスターを派遣し実技指導します。

この事業は、若者のものづくり離れ、技能離れが課題となっていることから、若年技能者の人材育成等を図ることを目的とするものです。

1　実技指導（派遣）の対象

公共施設、民間イベントエリア等において技能者育成を目的として広く参加者を募集して実施する実演・体験指導を行うイベントにコーナーが「ものづくりマイスター」を派遣します。

2　派遣指導の依頼者

派遣指導イベントを主催する団体、事業者、任意団体のほか開催する施設の運営者等

3　実技指導の内容

将来、若者自らがものづくりに興味を持ち、ものづくり現場での就業等を実現できるような内容（派遣指導の内容は依頼者のニーズに応じて柔軟に設定します。また、指導レベルはものづくりに対する興味が得られるよう柔軟に設定します。）

4　経費の負担

北海道技能振興コーナーが、ものづくりマイスターへの謝金・旅費、材料費を負担します。

詳細は下記までご連絡ください。

お問い合わせ：北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）
ＴＥＬ：０１１－８２５－２３８７
E-mail：shinkou@h-syokunou.or.jp

ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内3

地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信

（北海道職業能力開発協会）

北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）は、厚生労働省から若年技能者人材育成支援等支援事業を受託し、地域若者サポートステーション事業の支援対象者を対象とした「ものづくりの魅力」を発信する事業に対し、コーナーが「ものづくりマイスター」を派遣します。

この事業は、若者のものづくり離れ、技能離れが課題となっていることから、若年技能者の人材育成等を図ることを目的とするものです。

1　実技指導（派遣）の対象

地域若者サポートステーション事業の支援対象者

2　派遣指導の依頼者

地域若者サポートステーション事業実施団体

3　「ものづくりの魅力」発信の内容

ニートの若者を対象としたものづくり体験等

（具体的な内容はニーズに応じて、ものづくりに対する興味が得られるよう設定）

4　経費の負担

北海道技能振興コーナーが、ものづくりマイスターへの謝金・旅費、材料費を負担します。

詳細は下記までご連絡ください。

お問い合わせ：北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）
ＴＥＬ：０１１－８２５－２３８７
E-mail：shinkou@h-syokunou.or.jp

ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内4

小中学校等の児童･生徒に対する「ものづくりの魅力」発信

（北海道職業能力開発協会）

北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）は、厚生労働省から若年技能者人材育成支援等支援事業を受託し、小中学校等の児童・生徒、その教師及びその保護者等を対象とした「ものづくりの魅力」を発信する事業に対し、コーナーが「ものづくりマイスター」を派遣します。

この事業は、若者のものづくり離れ、技能離れが課題となっていることから、若年技能者の人材育成等を図ることを目的とするものです。

1　実技指導（派遣）の対象

小中学校等の児童・生徒、その教師及びその保護者等

2　派遣指導の依頼者

小中学校、児童センター運営者等

3　「ものづくりの魅力」発信の内容

将来、若者自らがものづくりに興味を持ち、ものづくり現場での就業等を実現できるような内容

（具体的な内容はニーズに応じて、ものづくりに対する興味が得られるよう設定）

4　経費の負担

北海道技能振興コーナーが、ものづくりマイスターへの謝金・旅費、材料費を負担します。

詳細は下記までご連絡ください。

お問い合わせ：北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）

ＴＥＬ：０１１－８２５－２３８７

E-mail：shinkou@h-syokunou.or.jp

基本を学ぶ「DX セミナー」と DX 認定取得を目指す「DX ワークショップ」を開催します【新規】

（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局は、道内企業の DX 推進による企業価値向上等を図るため、DX セミナーと DX ワークショップを開催します。

セミナーでは、DX の基本概念に加え、取り組むメリットやすぐに実践できる取組事例などを紹介します。その後のワークショップでは、経営課題の整理、DX 戦略策定、DX 認定申請準備まで専門家が支援します。

本取組により、企業や地域の DX 推進に対する意識向上と DX 認定の取得促進につなげます。

DX セミナー概要

【日時】2025 年 6 月 26 日（木）13:30～16:30
【場所】北海道経済産業局 601 会議室（札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 6 階）
【配信方法】Microsoft Teams
【対象】DX に関心がある・DX に取り組みたい企業、DX 支援機関など
【定員】会場：80 名、オンライン：200 名（先着順・参加無料）
【共催】経済産業省、北海道 DX 推進協働体

DX ワークショップ概要

【日程】第 1 期：2025 年 10 月～12 月
第 2 期：2026 年 1 月～3 月
※各期 3 社の支援を予定
※上記の期間内で計 5 回の講座、各回とも 2 時間程度
【場所】札幌市内の会場またはオンライン
【配信方法】Microsoft Teams
【対象】DX セミナーを受講した企業かつ計 5 回のプログラムをすべて受講できる企業
【定員】上限 6 社（参加無料）
【主催】経済産業省北海道経済産業局

申込方法等

詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。
https://www.hkd.meti.go.jp/hokcm/20250528/index.htm （北海道経済産業局のウェブサイト）

DX セミナー申込締切：2025 年 6 月 24 日（火）15:00
DX ワークショップ申込締切：2025 年 8 月 1 日（金）15:00

問い合わせ先

＜DX セミナー＞
経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 製造・情報産業課
TEL：011-709-2311（内線 2566）
E-mail：bzl-hokkaido-seizojoho@meti.go.jp

＜DX ワークショップ＞
(株)NTT DX パートナー 担当：山下、伊佐治
E-mail：lbs-dxcertificationsupport@nttdxpn.co.jp

2025 年度 フリーランス法説明会（法所管省庁合同開催）を開催します [新規]

（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局は、公正取引委員会事務総局北海道事務所および厚生労働省北海道労働局と合同で、フリーランス・事業者間取引適正化等法の普及・啓発活動として、本法に関する説明会を開催します。

開催概要

【日時】2025 年 7 月 24 日（木）14:00～16:00
【配信方法】Cisco Webex
【対象】フリーランスと取引を行う事業者およびフリーランス
【定員】100 名（先着順）
【共催】経済産業省北海道経済産業局、公正取引委員会事務総局北海道事務所、
厚生労働省北海道労働局

プログラム（予定）

取引の適正化について
書面等による取引条件の明示
報酬支払期日の設定・期日内の支払
禁止行為
違反事例の説明
就業環境の整備について
募集情報の的確表示
育児介護等と業務の両立に対する配慮
ハラスメント対策に係る体制整備
中途解除等の事前予告・理由開示
質疑応答

説明資料は以下のパンフレットを使用します。
・ここからはじめるフリーランス・事業者間取引適正化等法（PDF）
https://cms03.jftc.go.jp/file/flpamph.pdf （公正取引委員会のウェブサイト）

申込方法

以下のウェブサイトより申込みください。
視聴用 URL は、開催日の 1 営業日前までに、申込時に登録いただいたメールアドレスに案内します。

【北海道事務所】フリーランス法説明会（公正取引委員会のウェブサイト）
https://www.jftc.go.jp/training/410/freelance_hokkaido.html

申込締切：2025 年 7 月 18 日（金）

問い合わせ先

公正取引委員会事務総局北海道事務所 フリーランス課
TEL：011-231-6300（代表）

令和７年度 北海道開発計画調査等説明会を開催します

～地域の発展と我が国の課題解決に向けて～【新規】

（北海道開発局）

北海道開発局では、北海道の強み・北海道の魅力を活かした地域の活力ある発展と我が国の課題解決に資する調査を実施しています。

調査成果の広範な活用を図るため、「北海道開発計画調査等説明会」を開催し、昨年度に実施した調査の結果について、皆様にご紹介いたします。

説明会は、令和７年７月２４日（木）及び３１日（木）（いずれも１３時３０分から、２．５時間程度）、オンライン（Microsoft Teams）にて実施します。

地域の振興を担っている地方公共団体職員の皆様をはじめ、調査にご興味・ご関心のある方ならどなたでもご参加いただけます。

【７月２４日（木）】
① 北海道観光における移動分野のサステナブルツーリズム検討調査
② 北海道の食料供給力強化に向けた輸送の全体最適化に関する調査
③ 北海道型地域構造の保持・形成に向けた生産空間に関する調査検討業務
④ 生産空間における定住促進に向けた検討調査

【７月３１日（木）】
① 地震・津波発生時の初動体制の構築に向けた調査
② 北海道の食品工業の付加価値に関する調査
③ 人口減少下における北海道の農村社会の機能に関する検討調査
④ ホタテ稚貝養殖におけるブルーカーボン推進の可能性検証等調査

◆説明会の詳細及び調査の概要はこちら
北海道開発局ホームページ
https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/chousa/u23dsn0000001rud.html

◆お申し込みは、次の事項を記載の上電子メールでお願いします （７月９日（水）まで）
（又は北海道開発局ホームページに掲載している「参加申込書」でお申し込みください。）
申込先メールアドレス hkd-ky-kaityo@ki.mlit.go.jp

1．参加される方のお名前　2．貴社名（団体名）　3．所属・役職
4．メールアドレス　5．ご連絡先の電話番号　6．お住まいの市町村
7．参加を希望される日（7/24、7/31 又はその両日）

◆お問い合わせ先
〒０６０-８５１１ 札幌市北区北８条西２丁目
電話：０１１-７０９-２３１１ e-mail：hkd-ky-kaityo@ki.mlit.go.jp
北海道開発局 開発監理部 開発調査課 開発企画官 吉田 明（内線 ５４５２）
上席専門官 内山 朋洋（内線 ５４４４）

北海道の最低賃金

（北海道労働局）

「必ずチェック！最低賃金。」

北 海 道 の 最 低 賃 金

地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 **1,010** 6.10.1発効	北海道内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。

特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業	時間額 **1,048** 6.12.1発効	1　１８歳未満又は６５歳以上の者 2　雇入れ後３月未満の者であって、技能習得中のもの 3　清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4　手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰めの業務に主として従事する者
鉄鋼業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 **1,100** 6.12.1発効	1　１８歳未満又は６５歳以上の者 2　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの 3　清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4　みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）」を除く	時間額 **1,049** 6.12.1発効	1　１８歳未満又は６５歳以上の者 2　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの 3　清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4　みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5　手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスキング又は脱脂の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 6　熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務は除く。）に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 **1,040** 6.12.1発効	1　１８歳未満又は６５歳以上の者 2　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの 3　清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4　みがき又は塗油の業務に主として従事する者

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、１か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金は、会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人に適用されます。
- 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。
- 派遣労働者は、派遣先の地域（産業）に適用される最低賃金が適用されます。
- 中小企業・小規模事業者のみなさまへの支援策を行っております。

・賃金引上げを支援する「業務改善助成金」は北海道労働局 雇用環境・均等部企画課（011-788-7874）までお気軽にご相談下さい。
・賃金引上げにお悩みの方は「北海道働き方改革推進支援センター」（0800-919-1073）までお気軽にご相談下さい。（相談無料）

・ 最低賃金についての詳しいことは、北海道労働局（電話 011-709-2311）又は最寄りの労働基準監督署（支署）へお問い合わせ下さい。
・ 北海道労働局ホームページアドレス　https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku

【最低賃金について】検索 ⇒

令和７年度「手づくり郷土（ふるさと）賞」募集中

～社会資本を活かした魅力ある地域づくりを応援～【新規】

（北海道開発局）

「手づくり郷土（ふるさと）賞」は昭和６１年度に創設され、今年度で 40 回目を迎える国土交通大臣表彰です。

同賞は、地域づくり活動によって地域の魅力や個性を生み出している良質な社会資本とそれに関わった団体のご努力を表彰するものです。また、これらの好事例を広く紹介することで、各地で個性的で魅力ある郷土づくりに向けた取組が一層推進されることを目指しています。

地域づくりに取り組む活動団体、地方公共団体のみなさまのご応募をお待ちしております。

◆応募者の資格

地域の社会資本（※1）を有効活用し、地域づくり等に取り組む活動団体が単体または共同（※2）で応募するものとします。また、社会資本を管理する団体（都道府県、市区町村　等）と共同で応募することも可能です。社会資本を管理する団体についても、複数での応募が可能です。

※1　原則として、国土交通省が所管する分野で、地方公共団体等が整備・管理するものも含みます。

※2　同一の社会資本に関して一体的な活動を行っている複数の活動団体が共同で応募可能です。

◆表彰部門

手づくり郷土（ふるさと）賞は、以下の2部門について、募集を行います。

① 手づくり郷土（ふるさと）賞（一般部門）
地域の魅力や個性を生み出している、社会資本およびそれと関わりのある地域活動が一体となった成果を対象とします。

② 手づくり郷土（ふるさと）賞（大賞部門）
これまでに「手づくり郷土（ふるさと）賞」を受賞した、社会資本又は社会資本と関わりのある活動を含む成果を対象とします。

受賞団体決定後、東京都内において、受賞団体によるプレゼンテーションなど活動の発表会（交流会）を予定しております（令和8年3月頃）。発表会では、受賞団体の中からベストプレゼン賞等を選出します。
会場までの交通費等は1案件につき2名様分までご用意する予定です。

◆募集期間

令和7年6月2日（月）から令和7年8月1日（金）まで

◆応募方法

応募資料（応募用紙、参考資料）を原則として電子データにて北海道開発局に提出

※応募要領、応募資料については、北海道開発局ホームページをご覧ください。
http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/chousei/ud49g700000001s9.html

◆問い合わせ先

北海道開発局開発監理部開発調整課　TEL（011）709-2311（内 5476）　札幌市北区北8条西2丁目

「食（しょく）」っていいね！北海道

～「北海道のおいしい！」を応援しています！～

（北海道開発局）

北海道開発局では、「第９期北海道総合開発計画」の目標「我が国の豊かな暮らしを支える北海道～食料安全保障、観光立国、ゼロカーボン北海道」に係る主要施策の一つとして掲げている「食料安全保障を支える農林水産業・食関連産業の持続的な発展」を目指して、皆様に北海道産農水産物への関心を高めていただくため、広くその魅力を発信しています。

■「北海道のおいしい！」応援隊

多くの方々に北海道産農水産物の魅力を知っていただくことで「北海道産農水産物への関心」を高めていただきたいと考え「物語として発信すること」 にこだわって作成しています。

シマエナガの「ひんな」と「いぺ」が北海道の農水産物を食べたり紹介したりして「北海道のおいしい！」をたくさん応援しますので、ぜひご覧ください。

令和5年度

★「北海道のおいしい！」応援隊 結成編

★北海道産小麦の情報発信拠点　「ゆめちからテラス」編

★あま～いお砂糖、何からできる？「てん菜」編

令和6年度

★寒い北海道でもさつまいも!?　「ゆきこまち」編

★丹精込めて育む地域の誇り！「真狩ゆり根」編

★寒さを活かして甘く！美味しく！「ケール」編

今年度も3本の動画の制作を予定しており、
第1弾は今秋HP等へアップ予定です。
みなさま、ぜひご覧ください！

◆HP はこちら

北海道開発局ホームページ（食料・農業関連情報ー「食（しょく）」っていいね！ 北海道）
https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/chousa/ud49g7000000d2h4.html

YouTube チャンネル（「食（しょく）」っていいね！北海道）
https://www.youtube.com/playlist?list=PLwbuVwz4rfiVoWFTFhQWB_gVV7eDXF5pF

◆お問合せ先

〒060-8511 札幌市北区北８条西２丁目
北海道開発局 開発監理部 開発調査課
電話：011-709-2311（内線 5445）